



*P. Petrus Cassini Lappon Societ. IESV varijs crucia-
tibus in odium Fidei occisus Yendi Augustio. 1633*

ペトロカスイ岐部神父象像 カルディム著 『日本殉教録』の挿絵
(ただし岐部神父の歿年は誤記) (原稿 55頁以下)

1. Natus Petrus Caspi filius Romani Chibi, et Mariae Fata. Aetate annis triginti.
mū tertium. Patria vocatur Vrabe regni Bungo Japonia ē.
2. Quoad devotionē nihil aliud particulare habui, quā vestire singulas singulis
diebus coronas, et corollas, et alia omnia alij sanctis, et ieiunare in fastidia.
3. Nomen vocari erat mea voluntas, quia ante 17. annos voluntarie vocui, huius
sibi usque formulam P. Neoplatenus *apost. Sacerd.*
4. Quod attinet ad cogitātionē, postea omnia per laborē.
5. Quod v. ad beneficentiam Dei, factis innumerabilibus, voluntariter in me collata,
quod multi, ac varij labores, peniculisq. Liberator, tandem ascriptus sum
in numeris Angelorum Societatis 1780.
6. Sum contentus in hac mea vocatione, magnūq. habeo spem in mea, propi-
etorumq. salute profundi.

Petrus Caspi Japonensis
Martyr in Japonia.

東国東郡におけるキリシタン

H・チースリク

豊後のキリシタン史は、聖フランシスコ・サヴィエル自らの努力に始まったことを誇りとし、彼の出発後の四十年の間に五万の信徒を数えるほどの隆盛を見、国守大友宗麟自身もキリシタン改宗にまで至ったとは言え、国東半島においては、さほどの力を持つていなかった。そして、そこでもキリシタンの布教がやがて開始されるとまもなく、豊臣秀吉のキリシタン禁教、大友氏の没落などのために幕を閉じるようになった。こうして、キリシタンの影響はわずか数年しか及ばなかったため、他の地方のように深く根を下ろすことができなかった。従ってこれというほどのキリシタン遺跡も見当たらない。ここでは、東国東郡におけるキリシタンの跡をたどってみたいと思う。

一 キリシタン伝道の難所

地理的に見れば、国東半島はキリシタン伝道にとって好都合な場所に見えるかもしれない。現代とは違って、当時は文化的にも古くから開け、交通上でも恵まれた所であった。交通はおおかた海運によるもので、豊後から四国、中国、畿内などへ行く船は、府内（大分）か日出の港を出て国東半島の沿岸航路をとった。こうして、豊後から京坂地方へおもむくキリシタンの宣教師も幾度となく国東半島の港に寄つたにちがいない。たとえば一五五九年（永祿二年）、ガスパル・ヴィレラ神父が京都へおもむくとき、九月五日、府内の港であった沖ノ浜で乗船してまず守江まで行った。そこで起こった事件について、フロイスはその『日本史』で次のように語っている。

「彼らは府内の家に別れを告げてから、その町から半レグワたらずの沖ノ浜の港で乗船した。そこから一行は前の港から七レグワ隔たった守江という港に行き、ここで満潮を待っている間に悪い天候になった。そこで、異教徒であった乗客たちは、神が自分たちに良い天気を与えてくれるように自分たちのために祈禱してもらうために、彼らの仲間の間で施しを集めて、そこにあった神社の巫女に与えようとした。彼らは**ばあでれ**(神父)も彼らと同じ考えだと思っていたので、神に納めるために**ばあでれ**の割当て分となる施しを乞うた。ばあでれは、自分は天地の御作者である御主に仕える者であって、天候もすべての人間の生命もその力の中にある。それ故、自分は悪魔が作り出したものである神々に施しはしない。もしこの船の水夫たちを食事に招くためであるならば、自分も割前を出そうと答えた。この答えを聞いて皆は甚しく立腹し、もしばあでれが一文も出そうとしないなら、いっしよに船に乗せていってはやらずに、陸に残していくと幾度も繰り返して言った。ばあでれは、自分は異国の者であって、異国の者とあれば自然の動機と人間らしい同情から親切な態度を示してもらいたいものだ、事をわけて話してきかせて、彼らにむかつて事新しく控え目に自分へがそれを拒む理由を述べたが、皆を充分満足させることはできなかった。しかし、遂に大勢の人たちの意志と意見に反しながらも、彼らは**ばあでれ**を同航させた。彼らはそこから安芸の国へ向かって出帆した。」^(一)

また、一五八一年(天正九年)、巡察師ヴァリニャーノ神父が数人の同伴者と共に、三月八日豊後から京都へ出発したとき一行はまず府内から日出を経て守江へ渡ったと同伴者のフロイスは語っている。

「この書翰を持って、豊後を発して以来の旅行のことを尊師に報告する。我らは好天候に府内を出て、日出に向かい、そこから守江と称する他の港へ行つて、湾を渡ることにしたが、我らの主の思召しにより風にあつた。その故、權を用いて、わずか一日のうちに伊予諸島までの十八レグワ(一レグワは約五キロ)を渡つた。」^(二)

こうして、たびたびキシタンの宣教師が旅行中、国東半島の港に寄つたこともあるし、一方、九州や中国の港町と同様に、守江、国東、伊美、姫島などにもキシタンの水夫や商人が寄留していたことも考えられる。しかしこれについて確かな資料

が残っていない。いずれにせよ、一五八四年までは本格的なキリシタン伝道が行なわれなかったことは事実である。その理由として地理的な事情が考えられないので、むしろ宗教上または政治上の障害があったのではないかと思われる。

宗教的にみれば、国東半島における信仰は、もっぱら宇佐八幡と六郷満山によってその特色を受けていた。^(三)奈良朝には国東半島のほとんどは、宇佐神宮の神領であり、半島の各郷里にある八幡宮は、宇佐宮系と石清水宮系に分かれているとはいへ、元は宇佐宮の關係で出来たに違ひなく、その並みはずれて壮大な構造は現代までも八幡信仰の厚きを物語っている。

これに、平安時代にその最隆盛に達した六郷満山の信仰がある。この名称は、国東郡の六郷（来繩・田染・伊美・国東・武蔵・安岐）にある寺院を総括的に指すが、いずれも天台宗であったとはいへ、神宮領に出来、又その本山たるものはすべて宇佐神宮のそばにあり、遠くなるにつれて、中山や末山になるのを見ただけでも、その起りをいわゆる神宮寺とみなす歴史家が多い。いずれにせよ、神仏混淆のあの時代において、国東半島民の信仰は大いに宇佐八幡とこの六郷満山の仏教に形づけられていた。河野清実氏は名著『国東半島史』の中で次のように語っている。

「六郷満山の霊場は前記の各寺院が夫れであるのは勿論であるが、併し神仏習合時代のこととて霊場は其外にも延びて、つまり当時に於ける半島の信仰を大体に於て包容しているのである。されば其内には寺院もあり、堂庵もあり、岩屋もあり、神祠もある、寺院の内には天台もある、真言もある、禪宗もある、神祠の内には満山と関係のある八幡社もあるが他の神社もある、何れにしても大なる意味に於ける六郷満山の霊場で、又一方より見れば仁聞菩薩信仰の具体化であるともいわれるのである。^(四)」

ところが、鎌倉時代から室町時代にかけて六郷満山の勢力は次第に衰えてきたようである。神宮領であった土地は、そこへ地頭・別当などに置かれた人の手に入った。そのうちのおもな家は紀氏や大神氏の支流であり、彼らは次第に各地の豪族として実力を握るようになった。やがて大友氏が豊後で根を張っていくようになってから、彼らは大友党の田原・吉弘・真玉などの諸家を半島に置き、地方豪族を押さえようとした。言うまでもなく、大友時代になってから宇佐神宮や六郷満山の政治的力

が武家の手に移ったとはいえ、その精神的な感化力は依然として残っていた。これは各神社や寺院に現代まで残っている教多くの奉納物や祈誓文が物語っている。したがって、教世紀以前から神領であり、六郷満山の霊場であった国東半島にはクリシタンの布教がかなり困難とみられたに相違ない。

しかし、この布教にとつて最も妨げとなったのは、疑いもなく政治上の問題であった。当時、東国東で最も勢力を張っていたのは田原氏であつた。^(五)元は大友氏の支族ではあつたが、戦国時代の豪族によく見られるように、かなり自主的な政治を行なっていた。豊後の老中として、又は地元の實力をもつて彼らはたびたび大友氏と対立するようになり、やがては親貫のごときは公然と反旗を翻して、鞍掛城の籠城となり安岐田原家の没落に至つた。

ところが、志賀道輝と共に、武蔵の田原親賢と安岐の田原親貫は常にクリシタンの宿敵として、教会側の史料に表われている。この理由から、クリシタンの宣教師は国東半島まで足を伸ばして積極的に伝道するはずがなかつた。

この田原一族との対立は、大友宗麟のクリシタンへの改宗によつて、一層強化された。宗麟が一五五一年に初めてフランシスコ・サヴィエルに会いキリスト教に接して以来、布教許可を与え、宣教師を保護するだけにとどまらず、たびたび彼らに会い、とりわけカブラル神父と親しく交際していた。しかし国内の政治的問題や、種々の道徳上のそれに加えて、彼の妻からの猛烈な反対が最後の決心を延ばしに延ばせしめた。彼に対する妻の強い影響を見て、宣教師たちは、彼女に「イエザベル」という渾名を付け、書翰の中でいつもこのように称している。イエザベルは旧約聖書に出てくる人物であつて、ヨロロッパのクリスト教国では、夫に対して悪影響を及ぼす妻の典型となつている。すなわち、フェニキア人の女王としてイエザベルがイスラエル王アカブの妻となり、元来のユダヤ教を迫害し、フェニキアの司祭などを呼び彼らを保護し、また種々の道徳上の悪行をなしていた。したがつて、聖書では国王に対する彼女の悪影響を次のように表している。「げに、おのれを売りて、主の眼前に悪を行ないたるアカブのごとき者は、また他にあらざりき。けだし、その妻イエザベルが彼をそそのかしたればなり。」^(六)要するに、宣教師たちが、宗麟の妻を豊後におけるイエザベルとみなし、クリシタンの敵の第一号と考えていた。やがて一五

七八年（天正六年）に宗麟は彼女を離縁^(七)し、八月二十一日に臼杵で洗礼を受け、キリシタン名としてフランシスコを戴いた。この名をフランシスコ・サヴィエルに対する尊敬から受けたに違いないが、サヴィエルが当時まだ列聖されていなかったので守護の聖人は、かの有名なアンジの聖フランシスコであった。

宗麟はその時すでに臼杵の丹生島城に住み、津久見などに隠居領を有していたが、「イエザベル」は長男義統に頼り、府内で屋敷を設けていた。晩年には彼女の気持ちもいくらか治まり、神父たちに好意を寄せることさえもあったが、一五八七年四月に臼杵で死んだ。「同夫人は常にキリスト教会の大なる迫害者であったが、疫病の流行した際、世子が洗礼を受けて、豊後に帰る少し前、頑固にして、決して異教を棄てることなく臼杵において死亡した。」^(八)

ここで「イエザベル」のことを挙げたのは、彼女の問題が国東のキリシタン布教とかなり関係があったと思われるからである。つまり、夫人はほかでもなく奈多八幡の宮司であった奈多鑑基の女であった。なお、彼女の兄は武蔵の田原親資の養子となつて、常にキリシタンの大敵として言及されている田原親賢（紹忍）^(九)にほかならない。^(一〇)

こうして宗麟の離縁によつて田原・奈多両家が宗麟と対立するようになっただけでなく、キリシタンの宣教師が国東半島へ出掛けられなかつた理由も一見してわかるのである。

註（一） フロイス著、『日本史』、第二十二章（邦訳、柳谷武夫、『日本史』1、二四三頁）。ウイレラによる一五六一年八月十七日付の書翰には、守江の地名が入っていない。

（二） フロイス著、一五八一年四月十四日の書翰（村上直次郎訳）

（三） ここで専門的な研究に入るつもりではない。諸学者の研究に基づいて簡潔したものにすぎない。河野清実著『国東半島史』、和歌森太郎編『くにさき』、『武蔵町史』、『安岐町史』をはじめ、特に中野幡能著『六郷満山の史的研究』、同著『八幡信仰史の研究』などを参考にされたい。

（四） 河野清実著、『国東半島史』、下巻三二五頁。

（五） 田原・大友両家との関係とその年代的な位置について文献や教説には多少の差もしくは、矛盾が見られる。大友文書、田原文書

『国東半島史』、『武蔵町史』、『安岐町史』はもちろん、特に水口忠孝著、『奈多氏の研究』（『大分県地方史』、第四七号）を参照。

(六) 列王記、上第二二章二五節。すでに新訳聖書で彼女を誘惑者のシンボルとして、彼女の名を用いている（黙示録、第二章二〇節以下）。

(七) 宗麟の結婚問題について、片岡千鶴子著、『大友宗麟の結婚問題』（キリシタン文化研究会、『会報』、第十一年第一号）を参照。

(八) 大友義統の洗礼は一五八七年の復活祭三月二十九日に、中津で行なわれた。

(九) フロイス著、一五八七年度イエズス会年報（村上直次郎訳）。

(一〇) 前掲、水口忠孝著、『奈多氏の研究』。

二 浦辺における最初のキリシタン

一五七八年（天正六年）に大友宗麟が洗礼を受けて以来、豊後のキリシタン伝道は急速に進んだだけでなく、宗麟自身はこれを積極的に促進させた。その結果、豊後の大身や地方の豪族も次々にキリシタンになった。宗麟は一五七九年に職を辞して家督を長男義統に譲ったが、自分が隠居地に選んだ丹生島城と城下町臼杵は新しいキリシタンの中心地となり、宗麟の隠居領津久見などにも聖堂が出来、そのほか野津・由布・清田・志賀などにも活発なキリシタン集団が出来た。宣教師の数は依然として不足であったので、組織としては府内の学林とこれに属する由布の住院・臼杵の修練院とこれに属する野津の住院だけであった。宗麟の三男親盛が一五八三年（天正十一年）田原親賢の養子となったとき、その翌年彼の居城であった妙見城にも住院が出来た。この組織的な布教活動の範囲に入らなかったのは、義統とその母「イエザベル」の直轄領だけであった。そして国東半島はその一部であった。

ところが宗麟はこの地方を決して忘れはしなかった。一五八四年度の布教報告には、豊後の各地における活動を挙げてから

宗麟自身の依頼として浦辺地方の布教計画が述べられている。浦辺とは言うまでもなく国東半島を指している。

「フランスシコ王は豊後の国境にある浦辺の地方に一人の修道士を派遣するように請い、同所にデウスの教えが広まることを期待しているが、働く者が欠乏しているため、今は多くの必要に^二応じることが出来ない^一。」

ここで忘れてはならないことは、一五八〇年の田原親貫の反乱と彼の死に相次ぎ、宗麟の二男親家が安岐田原の家を継ぐようになったことである。親家自身はクリシタンではなかったが、たびたび教会を訪れたこともあったし、別にクリシタンに反感を抱くこともなかったようである。なお一五八三年に武蔵の田原へ養子になった三男親盛は、クリシタンであり洗礼名をベリタリヤンと言った。奈多氏などの勢力は依然として強かったにしても、このような情勢でクリシタンに対してさほど反対することが出来なくなつたであろう。いずれにせよ、一五八五年一月から七月までにわたる布教報告では、四旬節の第二日曜、すなわち三月十七日（天正十三年二月十六日）に義統が弟親家と共に府内のコレジョを訪れたこと、それから今まで一人のクリシタンもいなかった「世子夫人とクリストの名の敵であるイエザベルの所領」であつた幾つかの所でも、クリシタンになつた人があつたことなどが語られている。また同じ報告書には浦辺の最初のクリシタンについて次の記事が見られる。

「浦辺は異教徒の地であるが、甚だ善い人がクリシタンとなり、我が聖なる教えのことをよく悟り、その家に帰つて妻及び家族に対し、われは眞の救いの道を発見したと言ひ、その聞いたところを語り、即時にクリシタンとなることは不可能である故、機会の来るまでに祈禱を学び、クリシタンのことを実行せよと言つた。この言葉は大いにその家族を動かし、教理を半ば受けたかのように一同日曜日を守り、妻は大抵の金曜日にはデイシピリナ（答打ち）を行ない、断食をする日もあり、聖母のロザリオの祈りをした。我らの主はこの洗礼志願者たちの善い心を認め、右のクリシタンは好機会を得て、府内のコレジョ（学林）に行き、神父一人及び修道士一人が来て教理を説き、洗礼を授けるようにと願つた。まず一人の修道士が行なつたが到着するや膀胱の病に罹つて何事もすることが出来なかつた。前記の善い人は甚だ困惑し、万一、修道士が死ぬようなことがあれば、異教徒たちが大いに彼を嘲笑し、またデウスの教えを罵つて神仏の罰だと言われるだろうとおされた。しかし我らの

主のみ計らいにより修道士は死ななかつたばかりか、その地の人を慰めるため一人の神父が他の修道士と共に行き、彼らに洗礼を授けたので皆は大いに喜んだ。この洗礼の後、彼はその付近の家にあつた仏像を破壊し、今日まで敢えてこれを破壊しなかつたのは彼の冢の人がみな異教徒であり、悪魔はキリシタンである自分に復讐することができないので家族の誰かに復讐するかもしれないと恐れたためである。今はみなキリシタンとなつたので、自分にもまた彼らにも害を加えることは出来ないから、悪魔を恐れるに及ばぬと言つた。家族の洗礼を受けた者は約百四十人である。」

惜しくもこの熱心なキリシタンの名が挙げられていない。しかし、一五八九年の年報から推してみれば、ロマノ岐部のことではなからうかとも推察できる。そうだとすれば、彼と彼の努力によつてキリシタンとなつた百四十人は大抵、現在の国見町から国東町までの地域に居たと推定できる。

註(一) 拙著、『妙見のレジデンシア』(キリシタン文化研究会、『会報』、第十年第二号)。

(二) フロイス著、一五八四年十一月三日付、一五八四年度イエズス会年報(村上直次郎訳)。

(三) フロイス著、一五八五年八月二十日付、イエズス会一五八五年度年報(村上直次郎訳)。

三 国東武士のキリシタン

結論から言えば、浦辺つまり東国東郡のキリシタンは、たいてい岐部氏を中心にしたものであつたように思われる。

まず岐部氏について手がかりとなる史料は、一六二〇年(元和六年)ペトロ岐部神父が三十三歳の時、ローマでイエズス会に入つた際書き上げた簡単な自己紹介である。これによると父はロマノ岐部、母はマリア・ハタと称し、出身地は日本の豊後の国浦辺と言われている。^(一)それを見ると一五八七年(天正十五年)ごろ国東半島に岐部というキリシタンが居たことがわかる。

なお、このロマノ岐部(当時ラテン語のロマノを、たびたびポルトガル風にロマノと称した)について一五八九年の布教報告に次の興味深い記事が出てゐる。時は既に秀吉の禁教令後になり、そのため豊後には宣教師が居なかつたわけである。

「浦辺の有力者の一人であり、戦争の時以来のキリシタンであつて憫れた見識の持ち主である岐部左近殿の妻は、夫からまた親族の一人である岐部ロマノから、我らの聖なる信仰について聞いた。そして夫人はキリシタンにならうと決心し、洗礼を大いに望んだ。それでロマノは夫人に洗礼を授けることを申し出た。というのは、彼が神父たちからその任務を果たす許可を得ていたからである。しかし夫人は、彼の手による洗礼の有効を信用しようとしなかつた。そのため、間もなく帰ってくるはずの神父たちを待つこと、そして神父の一人から洗礼を受けることに決めた。しかし夫人は間もなく病気になる、ロマノに洗礼を授けてくれるように頼んだ。夫人は受洗後数日にして死んだが、その靈の救いは確かであると思われる。」

これによるとロマノ岐部は何年か前からキリシタンであり、最後の城主として知られている岐部左近は一五八七年（天正十五年）九州征伐の時に受洗したことが明らかである。左近の洗礼はおそらく一五八七年三月二十五日の復活祭に、大友義統と若干の部下、また毛利秀包、熊谷豊前守などの武将が中津で受洗したときであつたと思われる。彼の妻もその後キリシタンになりたいと望んでいたことは当然であろう。なお、この記事にはロマノが左近の親戚に當つたとは書いてあるがどういふ関係になるかはつきりしない。したがつて、このロマノが岐部系図の誰に當たるかについても断定できないのである。

岐部系図と言へば二、三が残っているが、中に出てくる人物と事件は、岐部文書やその他の確実な史料と多少食い違ひがあるので、おそらく後世の作成であり信憑性が薄いと思う。河野清実先生が岐部文書や他の史料に基づいて総合的な研究を行ない、その概略を「岐部氏の累代」で発表したこともあるので、ここでは大体これを根拠にする。

岐部氏は紀氏の支族になる。^(二二)天慶年間紀氏の一人が国東へ追放されたという説もあるが、また他の史料によれば紀継雄が豊後守に任命されたそうである。いづれにせよ、紀氏が太宰府関係で九州へ来て土着したのは、河野先生によれば、宇佐宮との関係であろう。すなわち国東半島のほとんどは宇佐神領であり、これを行政するに當つて、あるいは領内の豪族に命じ、あるいは宇佐宮から地頭を派遣したのである。その中には紀氏と大神氏が特に目立つており、後の国東武士の多くはすなわちこの二氏の後裔である。

國東の岐部氏が初めて歴史に登場するのは、一二八一年（弘安四年）蒙古襲来に出陣した国東武士の中に見られる岐部成末である。また同じこの成末の名は弘安八年の「豊後国因田帳」の中に岐部の地頭として表われ、岐部浦に十七町を支配していると付加されている。こうして岐部氏はそのころから岐部の神領、もしくは神宮寺領の地頭として現在の国見町岐部区に土着し、又この地名から名を改めたのであろう。玖珠郡の岐部氏は国東の岐部氏から分かれた。

代々地頭として土着した岐部氏は次第に他の諸氏と同じようにほとんど自立してきたが、大友氏がその勢力を豊後全国に確立するにつれてこれに屈するを余儀なくされた。こうして大友時代には、彼らは豊後の大身であった「国衆」に対して、いわゆる「郡衆」になった。なお、『豊陽志』に挙げられる「御一族六十二家と諸方一族三十七家」に対し「諸氏百五十家」と言われる級に属し、しかも「右百五十家、当国へ他国より御屋形を慕い相集まり来たり、奉公せし家々、是を束ねて新参衆という」という注釈が付いているが、どれほどの信憑性があるか疑問である。

だが入江の多い東国東の海岸線に土着したこれらの豪族は、いわゆる浦辺衆として豊後で特殊な一役を演じていた。姫島、竹田津、櫛来、岐部、富来などは地理的關係で半農半漁で生計を立て、また豊後の水軍として活躍していた。大友氏がいよいよ自主的な外交にも乗り出すようになると、この水軍は朝鮮、中国などにまで渡り、一四六八年に岐部山城守のごときは大友の使節として明朝に行ったことさえある。むしろ、外交が失敗し貿易がむずかしくなった場合、この水軍も当時の例にもれず海賊になることもあった。宇佐宮との関係で、浦辺衆の船もその帆に八幡と書き、福建州であれば恐れられていた八幡船（四）の一部でなかったかとも思われる。

岐部の隆盛を語る遺跡としては、ことに岐部浦にある広大な岐部神社、上岐部の五重塔があり、また城山に岐部城の跡がある。城山の麓にはまだ濠の一部、石段、礎石などの遺跡が残っており、当時の構えをかなり良く表わしている。むしろ、この「城」は、徳川時代のような豪華なものでなく、むしろ一種の砦にすぎず、城主の住居と武士の屋敷はその麓にあった。その名残りは今なお何々屋敷といった字名に偲ばれる。

一五八七年にキリシタンになった「浦辺の有力者左近殿」は、岐部の最後の城主として知られている岐部左近大夫一達であった。河野清実氏は種々の古文書に基づき彼の伝記をまとめた^(五)。左近は岐部因幡守の次男に当たると、兄隼人佐鎮述の後を継ぐようになった。彼の名が初めて歴史に表われるのは、一五七六年(天正四年)吉弘鎮信が屋山城を改築した際、兄隼人佐が助力し続いて屋山城の東にあった波多要害を警備するにあたって兄と共に波多にいて、その年の十二月十二日付で大友義統から賞された時である。これを見れば、岐部氏と吉弘氏との友情、また鞍掛城攻めの際にも岐部一族が田原親貫に組せず挙つて吉弘側に属した事などだけでなく、田原氏との関係が薄く、したがってキリシタンとなるのに田原氏の反対を恐れることもなかったと思われる。その上、岐部氏とハタ氏との関係についての一伝説も裏付けられる。すなわち、ロマノ岐部の妻で岐部神父の母としてマリヤ・ハタが挙げられている。それは国東半島の旧家である秦氏であるか、田福の波多氏であるか、それとも全く別なハタ氏(畑?)であるか断定できないが、左近が波多要害の警備に当たり、岐部文書の中に波多家に關する文書が混りこんできたことなどを考えてみれば、田福の波多氏ではないかとも思われる。『豊陽志』に挙げられている「諸氏百五十之家」には、波多氏と岐部氏が並んでいるのが全く偶然ではあるうが、少なくとも両家の社会的地位の同等さを証明している。

なお、ロマノ岐部や岐部左近などの入信に一動機となつたのも吉弘家とのこの關係であつたかもしれない。大友宗麟の洗礼と共に豊後全地に響いたのは、一五八五年竹田の若い城主志賀親次の洗礼であつた。ところが親次の姉は吉弘幸統に嫁いでいた。彼女もキリシタンになつたかどうかはわからないが、その後、吉弘家にも数人のキリシタンがあつたのは確かである。

一五九二年(文禄元年)大友義統が朝鮮征伐に参加した際、岐部左近も侍大将として従軍した。一五九三年義統が国を剝がれ周防山口に追放されたとき、彼は翌一五九四年数人の武士と共に義統に忠誠を誓い、また岐部掃部と岐部肥後入道と共に山口まで赴き、義統に仕えた。その年の秋、義統が常陸の水戸へ移されたとき、岐部掃部だけは随行した。

一五九七年(慶長二年)、右に挙げた岐部三人は再び朝鮮に渡つたが、翌一五九八年に他の軍隊と共に帰国した。その年、豊臣秀吉が歿し諸党の勢力争いが始まつたので、山口へ帰つた大友義統は石田三成などと連絡し、旧領の回復を試みた。そ

のとき岐部左近が何度も義統と豊後の旧家臣との連絡掛りを勤めた。しかし一六〇〇年、関ヶ原の戦いで西軍が敗れたのと同じ時、豊後では石垣原の戦いにおいて大友軍が黒田如水に敗戦した。大友軍の魂とも言ふべき吉弘幸統と共に岐部左近も戦死した。時は一六〇〇年十月十九日（慶長五年九月十三日）であった。河野清実氏の言葉で言えば、「大友義統主従復興の計画は、全く水泡に帰し、岐部氏の嫡流もまた大友氏と運命を共にしたのである。」

教会側の史料に見られるロマノ岐部と岐部左近との親しい間柄から推してみれば、このロマノは日本側の史料に常に左近と共に出てくる岐部掃部ではないかとも考えられる。掃部の名はその後の史料にもはや表われない。

一五八七年七月二十四日（天正十五年六月十八日）九州征伐が終わり、豊臣秀吉がまだ博多に居たとき、突然キリシタン禁教令が発布された。その結果、薩摩軍によって破壊された府内のコレジョや臼杵の修練院が再建されなくなつたばかりでなく、豊後に残っていた僅かの宣教師も皆平戸へ赴き国外追放を待つことになつた。この追放令はついに実行されず、彼らが潜伏して日本に残ることが出来たとは言え、かつて隆盛だつた豊後のキリシタン布教は再度盛り上がることは出来なかつた。ただ、そこに居た信者を世話するために、定期的な巡回布教が組織される程度にとどまつた。

ところが宣教師たちが信徒の間にしっかりした組織を作り、各信者団体や区域のために一人の熱心な信徒を頭に定め、彼をキリシタン同士または宣教師たちとの間の連絡係にさせた上、教理を教え、洗礼を授け、結婚に立ち合い、病人を世話し、葬儀を執行するごとき特別の任務を与えた。前に引用した一五八九年の布教報告によれば、浦辺地方のために任命されたのははかでもなくロマノ岐部であつた。したがつて彼は、大友氏没落までこの地方においてキリシタンの中心と指揮者のような人物であつた。

岐部氏とその関係者以外には、このようなキリシタンが東国東に居たか判明しない。前述のように安岐を根拠にする田原氏はキリシタンに対して反抗的であつたので、布教を許可し、まして宣教師を呼ぶはずはなかつた。かえつて田原親賢の養子であつた親虎は、一五七七年（天正五年）にキリシタンになつた故、家督権を剝がされたほどであつた。

だが一五八六年ごろ、田原氏の部下も幾人かクリシタンになった。一五八三年（天正十一年）には大友宗麟の第三子親盛は田原家を継ぐため、親賢の養子となりその娘と結婚した。この親盛は、以前からクリシタンになろうと思っていたが、ようやく一五八二年に義統の許可を得て、受洗したのであった。

田原親賢は一五五六年（弘治二年）豊前の豪族に対して戦って以来、大友宗麟から豊前探題を任せられ、宇佐郡妙見岳の城に根拠を置いていたのであった。親盛が養子になってのち彼が城番になり、親賢はたいいてい府内に滞在するようになった。^(九)

こうして、親盛の結婚によって再び田原家にはクリシタンが入り、しかもそのとき豊後にはクリシタンの布教がその隆盛の頂点に達していたので、教会側では布教の見込みについて非常に楽観的であった。

「国王にパンタリヤンというクリシタンの一子（親盛）がある。年齢は十六歳で彼の父の義理の兄弟で叔父（田原親賢）の嗣子となった。この人は先年通信したとおり、養子のシマン（親虎）がクリシタンとなったゆえこれを離縁した人である。ドン・パンタリヤンはクリシタンとなつて既に四年であるが、その思慮深く、性質善く、ことに善いクリシタンであるため、王は甚だ彼を愛している。この人については長く通信することが出来るが、簡単にするためだ二、三のことを述べよう。彼は臼杵より四日路の城（妙見城）に居、その叔父が承知しないためわざかに四、五人のクリシタンの家臣が共に居る。叔父の妨害は甚しいが、一層信仰を堅くし、しばしば神父や修道士等に書翰を送つて、常に彼のためデウスに祈らんことを請い、その信仰については、これを棄てるよりも死ぬ覚悟であることを疑わぬように願つてゐる。彼の求めに応じて、一人の神父が告解を聴きミサを行なうために同地に赴いたところ、彼の喜びは甚しく、寸時も神父の許を去らず、デウスが天使を降し給うた思いがすると言つた。……彼は臣民がクリシタンとなることを非常に希望しているゆえ、デウスの御恵みにより彼らの君主となつたときには必ず皆が洗礼を受けることは疑いない。」^(一〇)

果たして翌一五八四年、豊後の布教長ゴメス神父自身が妙見城に行つたとき、親盛の妻もクリシタンになりマリアという洗礼名を付けられた。

「国王の第三子で今約十七歳のドン・パンタリヤンは神父一人をその城に迎え、告解をしミサを聴くことを神父に願った。この人は数年前離籍されたシマンの代わりにイエザベルの兄弟親賢が養子としたのであり、フランシスコ王はデウスの事に大いに熱心であるため、甚だこの少年を愛した。彼は暴君親賢からしばしば激しい反対を受けたが、迫害が加われればその信仰と徳行はますます強くなった。親賢は彼にその一女を娶らせたが、彼女のクリンタンとなることは決して承知しなかった。その女もまた父の意に背くことを惧れてクリンタンとなる希望を示さなかったが、パンタリヤンは彼女に勧め、ペロ・ゴメス神父に来て洗礼を授けてくれることを請い、神父はこれに応じた。しかし親賢はこれを喜ばなかった。」

そのほか、ゴメス神父は妙見城の駐屯武士の間でも布教しはじめた。天正十五年（一五八七年）十月二日現在、田原支配下妙見城定番勤務の名簿を見れば、九十九人の中には国東武士が圧倒的に多かったことが一見してわかる。その中でクリンタンになつた人も少なくなかつたに違いない。報告書にはゴメス神父によって受洗した式部殿のことが特筆されている。

「日本人修道士がパンタリヤンの城で説教をしていたとき、豊後国の重立つた大身の一人の兄弟である式部殿という武士が居て、悉く説教を聴き終わつて洗礼を受け、バスチャンの名を附けられた。翌日彼はペロ・ゴメス神父と日本人修道士一人とを伴つてその家に帰り、直ちにその妻と家族および家人一同に説教を聴かせ、約八十人が洗礼を受けた。」

上述の名簿には「式部」が二人出ており、すなわち市丸式部少輔と清成式部少輔である。受洗した式部殿は果たしてその一人に当たるか判明しない。要するに市丸氏は東国東にもかなり多く見られるので、将来なお研究すべき余地があるだろう。

一五八六年、ゴメス神父が親盛について次のように書いている。

「豊後の王の子親盛は名をパンタリヤンと称するが親賢が隠居となつたので、妙見の家を継ぎ、直に重立つた者をクリンタンとなした。今数千人を有するその領地は皆クリンタンとならうとしてゐる。」

そして親盛と岡城主の志賀親次の二人が、宣教師の派遣を願つたので、布教長ゴメスは各地に神父一名と日本人修道士一名を派遣した。これは妙見のレジデンシヤ（住院）の始まりである。そのとき妙見へ派遣された神父がジョルジュ・カルヴァヤ

だが布教所は長く続けられなかった。同じ一五八六年に薩摩軍が豊後に侵入したのでまず臼杵と府内の大きな修道院が閉鎖され、イエズス会の人々は山口へ疎開した。一五八七年一月二十二日に府内に残っていたカリヤン神父と由布院にいたレベロ神父が妙見城へ来てそこからカルヴァヤル神父と一緒に下関へ避難した。こうして妙見における布教所は一年足らずの短期間しか続かなかつたが、その間、田原配下の武士も若干キリシタンになったと思われる。

そのほか教会側の史料には吉弘氏のキリシタンも何人か出ている。むろん、吉弘家は田原家の支流で、長く武蔵の吉弘城に住んでいたが屋山へ移つて以来、西国東や他の所へも行ったのである。ところが、現存する吉弘系図はきわめて不完全なものである故、今まで教会側の史料に見られる教人の吉弘との関係を確かめることが出来なかつた。将来の研究はこの点についてもなお光をもたらずことを期待している。

統計的に見れば、東国東のキリシタンはさほど多くなかつたと思われる。最初の百四十名が洗礼を受けて後、一度も組織的な伝道が行なわれなかつたらしく、もしその計画があつたとしても、それは一五八七年の禁教令のためまったく水泡に帰してしまつた。むろん以上に挙げた人数のほかにも幾人かキリシタンになつたに違いないが、合計として五百人以上には及ばなかつたであろう。

地理的に考へて見れば、東国東のキリシタンはやはり岐部氏が栄えた現在の国見町の周辺で最も多かつたと思われる。安岐の田原氏や奈多八幡の勢力のため、その地方の布教は困難であつたに違いない。

註 (一) 一六二〇年、岐部神父自筆の覚書、ローマ、イエズス会本部蔵。

(二) フロイス著、一五八九年九月二十日付、イエズス会年報。

(三) 太田亮著、『姓氏家系大辞典』。

(四) 河野清実著、『岐部氏の累代』。

(五) 同右。

(六) 岐部文書七二号。

(七) 岐部文書一七号。

(八) 河野清実著、『岐部氏の累代』。

(九) 前掲の拙著、『妙見のレジデンシア』を参照

(一〇) 一五八三年度イエズス会年報(村上直次郎訳)。

(一一) 一五八四年度イエズス会年報(村上直次郎訳)。

(一二) 河野清実著、『国東半島史』、下巻三五八頁。

(一三) 一五八四年度イエズス会年報(村上直次郎訳)。

(一四) 一五八六年十月二日付、ゴメスの書翰(村上直次郎訳)。

四 東国東キリシタンの末路

以上のように、一五八五年前ごろキリシタン信仰が国東半島にも入りつつあって、若干の熱心な信徒が出来たとは言え、この伝道には深く根を張る余裕がなかった。

一五八六年、薩摩軍が豊後に侵入し、急速に府内の近くまで進んできたので臼杵の修練院と府内のコレジョに居た神父や修道士は、その年の十二月に豊後を去って、山口へ疎開することになった。

ところが戦乱が終わり、島津氏が秀吉に講和を申し込んだとき、豊後だけではなく全国のキリシタンにとって新しい打撃が来た。七月二十四日(天正十五年六月十九日)、秀吉がまだ博多に滞在中、キリシタン禁制を發布した。その結果、豊後に残っていたわずかな神父や修道士も平戸へ行かなければならなくなった。しかしその前に、各地のキリシタン団体のため一人か二人の熱心な信徒を頭と定め、彼らに特別な任務を与えた。前に述べたように、国東半島においてロマノ岐部はその一人であった。(一)

一五九二年朝鮮征伐に際して、大友義統も六千余の軍勢を連れて、黒田、島津、毛利などと共に第三軍に入っていた。豊後の軍勢は竹田津に集合し五月二日（文禄元年三月二十一日）に出航したが、中には岐部左近など国東のキリシタンも含まれていた。ところが、翌一五九三年大友義統がその卑怯な態度のため秀吉の怒りに遭い、七月（六月）に召還され、所領を没収されて山口へ追放された。これは豊後のキリシタンにとっても大きな打撃であった。義統自身は洗礼を受けたとは言え、あまり信仰心がなく、そればかりか一五八七年の禁教令発布の際、領内のキリシタンを弾圧するようになったのであった。しかし義統の追放により豊後の重立ったキリシタン武士は禄を失ってしまった。その結果、今まで豊後のキリシタンの支えとなった人物は居なくなった。

秀吉は大友領を分割して自分の最も信任する武將を各地に置いた。国東郡には、竹中重隆が高田城（一万石）、寛家純が富来城（二万石）、熊谷直陳が安岐城（一万五千石）に置かれた。そのとき、以前の国東武士は新しい支配者の与力にならなかつた限り、他国へ行くか、それとも浪人となるか、百姓となったのであろう。

一五九四年（文禄三年四月十二日）、吉弘統幸は、山口に預けられた大友義統から最初の便りを受け取った。その後、吉弘統幸、岐部左近、岐部掃部などは山口に赴き義統に対して忠誠を誓った。二人の岐部は山口にとどまって義統に仕え、彼が水戸へ移されたときには、岐部掃部は水戸までもついて行つた。

一六〇〇年（慶長五年）、石田三成が義統を大阪へ呼び、豊後の旧領の復興を約束した。それで義統は豊後に帰り、旧家臣に呼びかけた。しかし、十月十九日（慶長五年九月十三日）石垣原の戦いで黒田如水に敗れた。そのとき、吉弘統幸、岐部左近などをはじめ忠実な国東武士の多くが戦死した。そればかりか国東のキリシタンにとっては、秀吉の禁教令の次にこの大友氏没落が致命傷であった。わずかししか残っていない史料から推してみればその際、武士階級のキリシタンはほとんど豊後を去って他藩に移つたらしい。

二、三の例を挙げれば、岡城主のパウロ志賀親次は、一五九四年に小西行長の取り次ぎによって日田郡大野荘で二千石ばか

りを拝領することが出来たが、一六〇〇年に福島正則から召出されて備後で千四百石を与えられ、翌年小早川秀秋に仕え美作・備前で九百五十石を拝した。^(三)

ヤコブ吉弘七十郎は一六〇〇年以後、浅野長政に仕え紀州で百石を拝領した。一六一九年浅野長晟について広島へ移り姓を吉広に改め、また彼の子と思われる吉広次郎衛門はそのとき初めて百石を拝領した。寛永年間には、宗門改が厳しくなったとき次郎右衛門は逃亡して浪人となり一六四六年（正保三年）に大阪で逮捕され江戸に送られた。広島に残った吉広氏についてはキリシタンをやめ、その類族は十八世紀の半ばまで特別に監視を受けた。^(四)

家臣の一部は、一五九九年（慶長四年）、国東・速見両郡を受け、一六〇〇年、関ヶ原の戦い後、豊前七郡と前記国東・速見両郡を拝領した細川忠興に仕えた。忠興は小倉で新しい城を築き、そこでキリシタン教会の設立を許可し、また中津城下でもイエズス会の住院を許したので、両方の教会が閉鎖され弾圧の始まる一六一二年まで、その地のキリシタンたちは平穏のうちに信仰生活を続けた。国東半島は一六三二年まで細川領であったので、キリシタンの教会組織においてもこれは豊後の管轄でなく豊前のそれに入っていたらしい。しかし小倉か中津の宣教師が国東まで出掛けたことは史料に見当たらない。

けれども豊前関係のキリシタン史料を見れば、小倉と中津の信徒のうちに豊後出身の者がかなり多く、中には国東武士の名もしばしば出てくる。たとえば、一六一五年三月十八日に豊前で杵築出身のロマノ片野與三右衛門の斬首、^(四)一六一七年の豊前の信徒代表者のうちにパウロ木付、リアン糸永、リアン田代などの署名、^(五)一六一八年七月二十五日にジョアン岐部五兵衛が小倉で斬首、^(六)がある。

大友義統は一六〇〇年に秋田へ追放され、のち常陸に移され、一六〇五年九月二日（慶長十年七月十九日）に四十九歳で死去した。その年のイエズス会年報には彼についてかなり長い追悼文が入っている。これによると義統はその配所においてきわめて信心深い生活をし、敗北と追放を自分の罪に対する天罰とみなし、それを償いとして神に捧げたとのことである。そして毎日、キリシタンの信心書を読み祈禱をなし、また若業を行なった。「このようにして、かつて日本史で有名な豊後の王、義

統ドン・コンスタンチノが追放の地においてすべての親戚、否、妻子よりすら離れて死去した。臨終の時、彼をそこまで伴い、いつも仕えていた三人の召使いだけが立ち会っていた^(七)。この追悼文に特筆された義統の信仰生活を考えて見れば、彼について最後まで忠実に仕えていた三人の部下もキリシタンではなかったかと思われる。彼らの名が伝わっていないのは実に遺憾である。

なお、一六三〇年七月にペトロ岐部神父が十六年ぶりに日本に帰った際、長崎でポルトガルの商人に会い、フィリピンのイエズス会管区長に彼の無事な上陸を伝達するように頼んだ。そして、自分はこれから「ミヤコ」に行くつもりで、それは自分の親戚がそこに居り、彼らがキリシタンの信仰を自由に奉ずる許可を將軍から受けたということを聞いているからである、と伝えさせた。

「前年日本へ発つたミゲル松田神父とペトロ・カスイ神父が無事にそこへ着いたことを、数日ばかり前に使節団と一諸に我が所の来た一人のポルトガルの貴族から聞いた。また彼がペトロ神父から聞いたところによれば、この神父は自分の親戚にあたり今ミヤコに居る豊後の貴族の許へ赴こうと考えていた。なお、ある確かな報道によれば、その親戚が最高の支配者から自分もその家族も自由に且つ公然とキリスト教を信奉する許可を与えられたそうである^(八)。」

言うまでもなく、これは寛永七年にあたり三代將軍家光の時代であるから、自由にキリシタンの信仰を奉じる許可を受けたはずはないが、キリシタンであった岐部一族の或る人たちが京坂もしくは関東地方に居たことは確かであろう。

国東の最初のキリシタンで、長くその信徒団体の中心であったロマノ岐部は、その後どうなつたであろうか。その一家も大友氏の没落後、豊後を去つたことは後に挙げる史料から確実に断定することが出来るが、移動の経路と時期ははっきりしない一六二二年（慶長十七年）のイエズス会年報には熊本で加藤清正から弾圧を受けたため、ロマノ・ジンエモン（甚右衛門？）という武士がペトロとジョアンという二人の息子と共に長崎へ行つた記事がある^(九)。しかしこのロマノ・ジンエモンは果たしてロマノ岐部と同一人で、その二人の息子が後の岐部神父と弟ジョアンであるか、確実に決めようがない。ただ、ロマノの死後

彼の妻マリアと一人の息子ジョアンが長崎におり、またペトロが或る史料で大村出身となっていることなどを考えてみれば、一家が長崎へ行くまで肥後に居たこともあり得ないわけではない。

いずれにせよ、一六一七年（元和三年）にはロマノ岐部は既に死んでおり、ペトロは一六一四年のキリシタン禁制によって外国へ追放され、妻マリアと彼女の唯一の支えとなつた息子ジョアン五左衛門とその妻ルフィナが長崎に居たことは、同年のイエズス会年報からわかる。

「前年の迫害の時、岐部五左衛門ジョアンというキリシタンの武士が、筑前の国から筑後へ来てそこに住もうとした。そして住みついた所の領主がキリシタンに対して搜索を命令したことを聞くや、彼は自ら出頭し、自分はキリシタンであり、この教えを棄てるより何でも堪え忍ぶ覚悟をしていると公言した。しかし領主は、彼が筑後の国の者でないから、自分はこのようなことを認めず、又これに関係したくないと答えた。また彼がこの国を去つて好きな所のどこへでも行けばよい、と。ジョアンは言い含められたとおりに長崎へ赴いた。しばらく後で、筑前および筑後の信徒を世話する神父が持病を癒すために長崎へ行つた。彼は迫害中の種々の困難のために健康を害していたからであつた。この神父は前記のジョアンに、かの地方の信者たちを訪問し勇気づけるように依頼した。ところが、筑前の領主がこのことを耳にしたらしく、非常に憤慨して長崎へ使者を遣わし、ジョアンを逮捕して昼も夜も彼を厳しく監視するよう、またいかなる人も彼と自由に話してはいけないと命令した。それにもかかわらず、神父は彼の告解を聞き彼を勇気づける方法を見いだした。ジョアン自身はきわめて満足していたばかりでなく、己が生命を神への愛のために捧げたいという大きな望みを抱いていた。そしてこの牢舎が自分のためにばかり出来ていふと思つていたほどであつた。ジョアンと共に彼の妻も捕えられた。彼女もまた夫に負けず熱心でありすべてを覚悟していた。そして告解した後、彼女の満足と喜悅はますます深くなり、自分も我が主キリストへの愛のために命を捧げたいと望んでいた。これほど聖なる事のために投獄されたこの二人の喜びは、異教徒たちや二人を監視する役人をさえ驚かせるくらい大きなものであつた。そしてこの立派な精神をもって二人はキリシタンの友人に別れを告げた。やがて彼らは長崎から筑前の国へ連れて

行かれ、今も自分の事を全く神の聖旨に委ねながらそこに居るが、最後にはどうなるか誰も知らないのである。

ジョアンの母はマリアと称し、実に徳の高い猷身的な婦人である。しかし息子の捕縛の時に母は一緒に捕えられなかった。彼女はかなり歳を取っており、ジョアン以外には彼女を養う他の息子は今日日本には居なく、従って、彼こそ老母の唯一の支えになっている。しかし母は、自分が捕えられなかったにしても、この一人の息子を神に捧げたいという大きな望みを抱いている。そして我が主がこの念願を叶わしめ給うように、彼女はロザリオを千環、この意向のため祈らんと約束した。そしてこの願を程長からぬ時間で成就したのである。」

ここでまず注意しなければならない点は、ジョアン岐部が当時、日本に居る唯一の息子だということである。この年報の刊本や翻訳は皆、「日本に居る」という言葉の意味を理解しなかったので省いてしまった。しかし外国にもう一人の子が居る——しかも著者ロドリゲスと同じマカオに——とすれば直ぐその意味が明らかになる。当時、外国に居た息子はほかでもなく、一六一四年に追放されたペトロ岐部であった。なお、一六一七年（元和三年）、日本全国の信徒代表者七百余人の署名を求めてイエズス会の宣教師が迫害勃発に当たって信徒の世話を怠らなかつたという証文をヨーロッパへ送ったことがある。そこに筑前の信徒代表三十九名の代表として岐部五左衛門ジョアン自筆の署名と花押がある。(一一)しかし彼のその後のことについては、史料が残っていない。

翌一六一八年、豊前で厳しい搜索が行なわれたとき、小倉および中津で次々にキリシタン処刑が行なわれた。その年の七月二十五日に小倉で斬首された十二人の内、ジョアン岐部五兵衛という若い武士も居た。その年のイエズス会年報には彼について次のような追悼文が載っている。

「五兵衛ジョアンは豊後出身であった。彼は熱心なキリシタンであった父母が与えてくれた教えや聖なる忠言を忠実に守り通して来た。父母が彼を幼い時から信心と神に対する畏敬においてよく教育しただけでなく、彼自身もこれらの事に関して非常に進歩し、方人に美徳の鑑となっていた。そして我が主は彼にこの善き教育にふさわしい最後を与え給うた。と言うのは、

彼が種々の悪い勤めに耳をかきざす信仰において堅固にとどまり、そのために斬首されるようになったからである。」

この記事を見れば、彼の両親もクリシタンであつて、我が子に小さい時からしつかりした宗教教育を施し、また彼のクリシタン名がジョアンと言われたことなどから推して、彼を筑前のジョアン五左衛門と同一人と見てはどうかとも考えられる。しかし彼の名は再三度はっきりと Godoye となつており、彼の母や妻について言及していない点から見れば、別人とみなすべきであらう。おそらく一六〇〇年以後、細川忠興について親と共に小倉に移つたと思われる。そして彼の両親もやはり岐部一族の者で、熱心なクリシタンであつたことを知る。

以上のわずかな史料だけでも一見してわかるように、国東半島のクリシタンは、大友氏没落と、早くも慶長年間に始まつたクリシタン弾圧といつた二つの大打撃の結果、大抵は他国へ避散してしまつた。

註(一) 前章に引用した一五八九年のイエズス会年報を参照。

(二) 拙著『芸備クリシタン史料』、七一頁以下を参照。

(三) 同右、一七七頁以下を参照。

(四) 一六一六年三月十五日付、ロドリゲス・シラン著、一六一五年度イエズス会年報。

(五) 一六一七年、全国のクリシタン代表の署名のある証言文書のうち、豊前国小倉と中津の文書(松田毅一著『元和三年、イエズス会士コロロス徴収、全国クリシタン証言文書の研究』、清泉女子大学紀要十三号)。

(六) フェレイラ著、一六一九年一月三十日付、一六一八年度イエズス会年報。

(七) ロドリゲス・シラン著、一六〇六年三月付、一六〇五年度イエズス会年報。

(八) 一六三二年六月三十日付、マニラ発、ブエラスの書翰。

(九) コーロス著、一六一三年一月十二日付、一六二二年度イエズス会年報。

(一〇) ロドリゲス・シラン著、一六一八年十二月二十日付、一六一七年度イエズス会年報。

(一一) 前掲、一六一七年の証言文書。

(一二) 前掲、一六一八年度イエズス会年報。

五。ペトロ・カスイ岐部

国東半島が生んだ最も著名なキリシタンは、何と言ってもペトロ・カスイ岐部神父であろう。一六三九年に江戸で殉教したこの偉大な人物について、早くもキリスト教諸外国で関心を持ち、彼を親しく知っていたアントニオ・カルデイルは、一六四六年にローマで発行した日本殉教録の中で彼の賞讃文を掲げ、また挿絵としてローマの美術家が作成した肖像をも入れた。^(一)

日本では、初めて岐部神父を紹介したのが、姉崎正治博士であった。しかし博士の手に入った史料がまだ乏しかったので、『契利斯督記』に収録されている井上筑後守の覚書で言及している「キヘイトロ」はこの岐部神父と同一人であると指摘したが、彼の姓と出身地については種々の仮説を試みた。^(二) 外国の史料で *Cassini* と言われているので、時には糟井という文字を当て、^(三) 時には東北の葛西氏ではないかと推察している。すなわち神父の父は東北の葛西氏の一人であつて、天正年間豊臣秀吉のために葛西氏が滅亡したとき、彼は逃亡して九州へ赴き、やがては岐部に土着したので姓を岐部に替えたという仮説であつた。これに対して既に河野清実先生は、国東の旧家である岐部氏との関係を指摘している。すなわち『国東半島史』の下巻、寛永十六年の項で次のように記している。

「此年伊美の人、ペドロなるものあり、姓はカッスイ、父はロマノ木邊、母はマリヤ、日本名ハナ、此ペドロ耶蘇信者の故を以て江戸に於て穴吊に刑せらる。惟ふにカッスイは鹿嶋なるべし、ロマノ木邊は岐部氏なるべし。」^(四)

最近、ローマのイエズス会本部で発見された岐部神父自筆の覚書と書簡、またはイエズス会名簿、司祭叙階などの記録によつて、河野先生の推定を正当と証拠づけることが出来た。ただしカスイを鹿島と解釈することは無理であろう。すべての第一史料にはつきり *Cassini* となつているので、鹿島の誤りとは思われない。まだ確実な結論までいかないが、ペトロ岐部が同宿(伝道士)として教会に奉仕しはじめたとき、当時の習慣に従つて名を替えてカスイ(可水?) という号を採つたのではなからうか。

いづれにせよ彼自身の手による覚書の中で「ロマノ岐部とマリア・ハタの子、生国は日本豊後の国浦辺」となっている^(五)。彼は前掲の岐部ロマノの子であり、一五八七年に浦辺地方に生まれたことは確実である。ここで付記しておくが、彼の生年をはじめ他の年号についても、史料に表われる年齢の教え方が日本風か西洋風か判明しない限り一兩年のずれの可能性はある。

父の岐部ロマノは熱心なキリシタン信徒であつたのでその子供に早く洗礼を授けさせ、もしくは自ら洗礼を授け一子にペトロ(當時はヘイトロと言つた)、もう一人にはジョアンと名を付けた。ペトロは一六〇一年から再び有馬の城下に移つたセミナリヨで、宗教的陶冶と共に語学(ラテン語)、自然科学などの教育を受けた。卒業の時であろうと思うが、一六〇六年にイエズス会に入りたいと決心し、上長の許可の上でそのような願を立てた^(六)。しかし彼のこの念願はその時に聞き入れられなかつた。

その後、ペトロは一時、親の許へ帰つたか、それとも伝道士として教会に奉仕することになつたかと思われる。もし上述のごとく、一六一二年に肥後で弾圧を受けたロマノ・ジンエモンがロマノ岐部と同一人であつたとすれば、ペトロは一応親の許に帰り、一六一二年に父と共に長崎へ来て、その後伝道士になつたとも思われる。そうすれば或る文献に「大村出身」となつているのも理解できるのである。

一六一四年(慶長十九年十二月)徳川幕府のキリシタン禁令が発布されたとき、各地の教会や施設が閉鎖され、宣教師は長崎に集合することになつた。そして、教会側の種々の努力は効を奏せず、やがて十一月七、八両日には宣教師の大部分は五艘の船に乗せられて国外に追放されてしまつた。三艘はマカオへ二艘はマニラへ行つた。ペトロ岐部もそのとき追放を免れず宣教師たちと共に乗船したが、マカオへ行つた同宿五十三名、それともマニラへ行つた十五名のいずれのグループに含まれてい^(七)たか判明しない。しかし彼の後の行動を考えてみれば、マカオへ行つたと思われる。

マカオでは追放された神学生と同宿のために、ラテン語と神学の講義を設けてこの追放の期間を彼らの再教育に用いようとした。ところが、二、三年後、四人だけを司祭候補者と決めその他の学生のための講義を廃止したとき、多くは不満を抱き、

中の數人はマカオを去りフィリピンへ渡つてそこで他の修道会に入つたこともあつたが、最も大胆な者はローマまで行き、じかにイエズス会の総會長に入会と司祭敍階を依頼することにした。マカオの上長はこの「流浪の脱出者」について警戒するようローマへ手紙を出したが、それにもかかわらず三人がローマで入会を許された。彼らの名はペトロ岐部、ミゲル・ミノエス（本名は不明）、マンシヨ小西（小西行長の孫？）であつた。

一六一八年の初めに彼らはマカオを去つてインドへ渡り、そこからペトロ岐部は単独の行動を採つて陸路でベルシアを通り、「半分信心に動かされ半ば世界を見たいという好奇心にかられて」パレスチナへの巡礼を行なつた。彼は聖地パレスチナを訪れた最初の日本人であつた。

一六一九年の末か翌年の春、ペトロ岐部はキリスト教の首都ローマに着いた。司祭敍階のために必要な許可状を持っていなかったのでローマ教区当局で新たに試験を受けた上、一六二〇年十一月にラテラノ大聖堂で司祭になつた。ローマ教区にまだその敍階に関する書類が残っている。これによると、一六二〇年十月十八日に剃髮、翌十九日に守門、二十日に読師の下級聖品を授けられ、十一月一日に副助祭、八日に助祭、十五日に司祭になつた。それから次の十一月二十日にイエズス会に入会を許され、ローマの聖アンドレア修練院に入った。一六二二年の修練者名簿には、彼の名は二十七番に挙げられている。

二十七番、ペトロ・カスイ神父、日本人、三十五歳、健康状態良、一六二〇年十一月二十日ローマで入会、学歴倫理神学
二年修了

なお入会の際に書き上げたと思われる自筆の覚書が、ローマのイエズス会本部に保存されている。(一一)

一 名はペトロ・カスイ。ロマノ・キベとマリア・ハタの子、当年三十三歳、生まれは日本、豊後の国、浦辺。

二 信心業として何も特別なことはしないが、ただ毎日ロザリオの祈りを唱え、種々の聖人に対して祈りを捧げ、毎土曜日断食をする。

三 入会の動機は私の自由な決心であつた。十四年前、私は自由に願を立て、そのためマスカレニヤス神父が作つた誓願

文を使った。

四 健康に関して、私は相当な困難をも耐え忍ぶことが出来ると思う。

五 神からの賜物について私は格別多く与えられたように感じる。そのおかげで種々の多くの労苦や困難から救われ、ついにイエズス会に入会することを許されたのである。

六 私はこの召命に満足している。なお、自己の救霊と隣人のそれのために進歩するよう大いに望んでいる。

ペトロ・カスイ、日本人

(他筆) 日本における殉教者

ローマの修練院に滞在し訓練を受けたのは、わずか一年半であった。祖国日本におけるキリシタン禁制の強化と迫害下の信徒を世話する司祭の欠乏を気にして、祖国へ逸早く帰る許可をじかに総会長に依頼した。その結果、二年の修練期間がまだ終わらないにもかかわらず、一六二二年六月六日にローマを去ってイスパニヤ経由でポルトガルの首都リスボンに赴いた。そこで修練をすませ、一六二二年十一月二十一日に修道会の誓願を立て帰国の準備に着手した。リスボンから一六二三年二月一日にローマへ送った彼のラテン語の書簡が一通まだローマに現存している。^(一一)

帰国のため、一六二三年三月二十五日にリスボンを出航したインド行艦隊に乗り、東洋諸国へ赴く宣教師団に加わった。その年の航海はことのほか困難であり、ようやく九月に南アフリカのモザンビクに辿り着きそこで越冬した後、翌一六二四年に再び船に乗り五月二十八日にゴアに到着した。^(一二)

岐部神父は次の船便でマニラへ渡りそこから更にマカオへ行つた。日本人として日本へ潜入するのは簡単だろうと思つたとすれば、決して容易なことではなかった。日本側の厳しい警戒だけではなく、日本貿易を危険に曝さないためマニラやマカオの政府は宣教師の渡航を堅く禁じていた。こうして一六二六年の終わりには岐部神父はまだマカオに居た。

ちようにその頃、シャム(タイ国)の首都アユチャにイエズス会の新しい布教所が出来、山田長政の配下にあつたキリシタ

ン四百名を世話するため、日本人のロマノ西修道士もそこへ渡っていたので、岐部神父は一六二七年マカオを発ちシャムへ行くことにした。途中、シンガポール海峡で待ち伏せていたオランダの海賊船の襲撃を受け、海中へ飛び込んで陸へ泳ぎ、二週間もの間マライ半島のジャングルを彷徨って、やがてマラッカに着き、そこでマラリアに罹ったなどといった冒険的な旅のことを、彼自身、一六三〇年にルバングからローマへ送った書翰の中でまざまざと語っている。^(一五)

ようやくその年の五月にアユチャに到着した。しかし彼はそのイエズス会の住院にとどまらず、自分の素姓を隠すために、水夫に変装してアユチャの日本人町に潜伏していた。しかし、シャムからもうとう帰国のすべを見いださなかった。

それで一六二九年にフィリピン使節がシャムへ来たとき、彼は病気になるたカルディム神父と共にこれに便乗して七月二日にマニラに向かつて出帆した。^(一六)

マニラでは、彼と同じく帰国の便を探していたミゲル松田神父に会った。二人は相談の結果、自らの手で船を用意して渡航を試みることに決めた。一切の準備を極秘のうちに遂行するため、二人は数人の日本人のキリシタンを水夫に雇い、マニラ湾内にあるルバング島へ渡った。ちょうど季節風が吹きはじめ彼らが出帆しようとした時、船の木材が白蟻のために損われたことを発見した。しかし一行は幾分か応急処置を施した上、決心を固めて渡航を試みた。^(一七)

冒険的な航海は無事に七島海峡まで進んで行ったが、そこで彼らは台風に遭い、もともと朽ちかけた小船はどうとう難破してしまった。神父たちと同伴の水夫は辛うじて命拾いをして近く島の住民に救われた。そこから別な船に乗って薩摩半島の坊ノ津まで送ってもらった。こうして岐部神父が再び祖国の土を踏むことが出来たのは、一六三〇年(寛永七年)七月のことであった。

二人の神父はさっそく長崎へ赴き、そこに身を隠しながら迫害下の信徒のため働いた。松田神父はわずか三年後、一六三三年九月に疲れ果てて死去した。岐部神父は、そのはっきりした年代はわからないが、東北地方へ出掛けて一六三九年に捕縛されるまでそこで活躍を続けた。その時の彼の活動についてくわしい史料が残っていないが、ただキリシタン武士として有名な

後藤寿庵の旧領地に隣接していた水沢（今の岩手県水沢市）で彼が三宅藤右衛門の家に潜伏していたことを裏付ける白状書が伊達家文書の中にある。^(一八)

長三郎訴人

一 仙臺領水澤と申所に、三宅藤右衛門と申者、夫婦きりしたんに而御座候。年五十計に罷成候。男子一人年廿許に罷成候。木部宿を致候故宗門之儀に存候

二月十三日

一六三九年（寛永十七年）鳥原の乱が鎮定された後、幕府は最後の宣教師を捕縛するように全力をあげた。一六三八年から三年にわたるこの「伴天連狩」の結果、東北に潜伏していた三人のイエズス会士と二人のフランシスコ会司祭は、みな発見され江戸へ送られた。フランシスコ会士はさつそく江戸で火刑にされたが、三人のイエズス会士は評定所で訊問を受け、数度、將軍家光の御前で吟味されたこともあった。最後には大目付井上筑後守にこの事件のことが一任された。それで三人が穴吊しの拷問に掛けられたとき、老弱のポルロ神父と日本人マルチノ式見神父は「念仏を唱えた」そうであるが、岐部神父はその時にさえ、一緒に穴に吊された同宿を励ましたので、役人の怒りをかい、穴から引き出されてその場で斬首された。こうして彼はその不動の信仰のために一命を捧げた。時は一六三九年七月四日であった。井上筑後守の手になる覚書には、彼の最後についで次のように記されている。

「右三人の伴天連共、筑後守所にて、十日〔間〕吉利支丹の法穿鑿いたし、十日過ぎ、三人の伴天連、籠屋にて、筑後守家来を遣し、嗽問申付け、コンパニヤ壽庵、マルチイニヨ市左衛門ころばせ、念佛を申させ候由。其後、筑後所へ召寄せ、一兩年指置き候所、二人共に病死仕り候由。キヘイトロはころび申さず候〔て〕、つるしころされ候。是は其時分までは不功者にて、同宿二人キベと一つ穴につるし申候故、同宿ども〔を〕勤め、〔候故〕、キベをころし申し候由。キベ相果て候てより後、兩人の同宿どもころび申候につき、つるし場よりあげ、籠屋へ遣し、久しく存命にて罷在候。」^(一九)

一 大猷院様所代嶋原一控落城口後送仙居伴天連壽卷
 ニルキイニヨ市取馬ノキベクトロ石捕系ハ評定揚ハ四度
 出ルハ内御寄聲極リテ其後復收メ下層委シテ為
 成三人ノ伴天連ハ百出津菴柳生但馬トモ介与公家
 々の教也尋二三日五中根堂收メ為上使筑後トシテ
 任付右三人ノ共評定不_レ出テ一筑後一人ハ實聲任_レハ
 一右三人ノ付天連ハ筑後トモ言_レ十日如隻舟の法寄聲_レ一
 十日迄三人ノ伴天連筑後トモ海邊_レ家取をま_レ嗽問
 中付コバニヤ壽唐ニルキイヨ市取馬ノコロハセ念佛を_レシテ
 也_レ海邊_レ不_レ出_レ一_レ南_レ持_レ也_レ不_レ二人_レ死_レ任_レ由

『契利斯督記』の一頁
(ワシントン国立図書館蔵本)

岐部神父の波瀾に富んだ一生は、しかし単なる冒險家のそれではない。彼の全生涯を一貫した高鳴る理想はすべての行動を方向づけ、また一切の困難に際して、その超人的な力をもたらした。岐部神父の人格において、浦辺衆の武士であった岐部氏の精神が更に高揚され、一つの信念に統一された。河野清実先生は岐部氏について次の総括的な観察を行なっている。

「岐部氏は鎌倉時代より安土・桃山時代まで三百二十年に亘る国東半島の豪族である、前條記する所は二十六名なるも、実際に於ては之に漏れたる幾多の武士武将もあろう、併し遠祖岐部成末以来累代を通ずる武士道精神乃至其活動振りは、其大體だけは如上の史実によりて窺ふことが出来る、国守大友氏へ盡したる終始一貫の忠誠は特記す可きもの、主家の極盛期に於ける、行動は元より、其没落期即大友義統の幽閉時代の如き身を以てよく輔翼し、死滅のどん底より回生勃興の策を計画苦心せるもの、大友配下数百の将士中、岐部氏以外に於て果して何名を挙ぐる事が出来やう、殊に第一祖岐部茂実が大友氏の代表として大陸貿易を興してより、其子孫が次ぎ次ぎ其遺志を継ぎ、国東半島浦辺衆の先達として、戦時には水軍、平時には貿易全く大友氏の隠れたる手足となり富強策に努力し、大友義鑑、義鎮をして遂に九州制覇の歴史を成さしめたのである。又一面より見れば当時海賊衆と呼ばれ、幾度か死線を越えて海外発展に努力し、勃興せんとする我國の為に貢献したる其英氣と手腕とは国史に於ける不滅の光である。」

岐部神父はこの浦辺衆の精神を受け継ぎ、海において陸において、彼らの勇敢さを人一倍發揮しただけでなく、これをキリシタンの信仰によつて一層高く昇華させたのである。武士は「主君の御用に立つべき者なり」という武士道の精神を、歴代の岐部氏が最後の城主左近大夫まで見事に実行してきたと同様に、岐部神父は自分の最高の主と選んだキリストのために不動の忠誠を尽くした。

教会側では早くも、彼のかつての同伴者で友人であったカルデイルム神父が、一六四八年にローマで刊行した『日本殉教録』の中で岐部神父の簡単な伝記を書いた。またローマで行なわれる列聖調査のため彼の名は聖人候補者の目録にも載せられたが、日本の厳しい鎖国制度のため、その必要な調査がとうとう不可能になつてしまった。

一九五九年（昭和三十四年）九月二十四日、岐部において記念祭が行なわれ、その後ベトロ岐部神父偉徳顯彰会が編成され、一九六五年九月二十四日、岐部氏の本拠であった岐部城址の麓に、岐部神父の銅像（舟越保武作）が建立された。^(二一)

註(一) A. F. Gardin S. J., Fasciculus e Japonicis Floribus, Roma 1646.

(一) 姉崎正治著『キリシタン伝道の興廃』。

(二) 同著『切支丹迫害中の人物事蹟』、十頁にある挿絵の説明を参照。

(三) 河野清実著『国東半島史』、下巻一四九頁。母の名をハナとしているのはハタをハナの誤字とみなしているからである。しかし、岐部神父自筆の覚書にはっきりHataとなっている。

(四) 一六二〇年イエズス会入会の際、岐部神父自筆の覚書、ローマ、イエズス会本部蔵

(五) 同右。

(六) 最初にマニラへ行ったという説もある。

(七) D. Bartoli S. J., Dell' Historia della Compagnia di Gesu il Giappone, Roma 1660, V, 493.

(八) ローマ教区古記録所蔵、一六一八—一六二二年、敘階記録（未整理の史料）。

(九) 一五九四—一六三〇年、修練者名簿、ローマ、イエズス会本部蔵。

(一〇) ローマ、イエズス会本部蔵。

(一一) ローマ、イエズス会本部蔵。

(一二) インド渡航の参考史料は、同じ船でインドまで行ったエチオピア行の宣教師団の書翰に見られる。

(一三) 拙著『暹羅の日本町とキリシタン』（『キリシタン研究』第十二輯）。

(一四) 一六三〇年五月七日付、ルバンング島発（ローマ、イエズス会本部蔵）。

(一五) 同書翰。出発の月日は同船したカルディム神父の覚書に見られる（前掲『暹羅の日本人町とキリシタン』を参照）。

(一六) マニラの滞在にこころP. Morejon S. J., Relacion de los Martyres del Japon del año 1627, Mexico 1631 の付録にあるナリス

神父の書翰を参照。

(一七) 伊達家文書、菅野義之助著『奥羽切支丹史』、三〇三頁。

(一九) 『契利斯督記』。

(二〇) 河野清実著、『岐部氏の累代』。

(二一) なお、詳しい伝記と史料を拙著、『キリシタン人物の研究——邦人司祭の巻』参照。通俗的な小伝として拙著、『海賊の末裔』。

六 宗門改と絵踏

以上述べたことでもわかるように、東国東のキリシタン史はごく短期間のものであり、重立ったキリシタンは友友氏没落の際、あるいは戦死しあるいは他藩に移つたので、一六一四年に徳川幕府の禁教令が発布されたとき、もはやキリシタンの信徒はほとんど居なかつたと思われる。とにかく、一六一四年の全国的な禁教令に相次ぐ弾圧と迫害に際して、国東地方には殉教者も出なかつたし、背教者の子孫を対象にする類族改も行なわれなかつたらしい。

しかし、キリシタン禁制から生まれた一般国民に対する諸制度、すなわち檀那寺制度、寺請制度、宗門改と絵踏の制度は、東国東の至る所においても、徳川時代を通じて明治初年まで実施されていた。

なお、東国東は杵築藩(二)に属していたので、ここで藩府杵築についても少し述べる必要がある。一六三二年(寛永九年)細川氏が熊本へ移されたとき、小笠原忠知が杵築領六万石を拝領し、一六四五年(正保二年)彼が更に三河国吉田へ転封されると、高田城主松平英親が杵築の領主となった。ただしその時、幕令によって彼の二人の弟のために分知行が設けられた、すなわち重長は「両子組」と称された十五カ村(三千石)、直政は「伊美組」と言われた七カ村(二千石)を与えられた。(三)しかし二人とも江戸に滞在することになつていたので、分知の行政はだいたい本藩を通して行なわれた。

法規と高札 諸藩の例にもれず、松平氏も入藩の際、知行割、軍事、行政など各方面にわたつて制度を確立した。言うまでもなくその場合、以前の制度を多少引き継ぎ、幕府の一般的な指示を受け入れ、また当藩の地理、経済、宗教、風俗などによる独自の要素をも加えた。

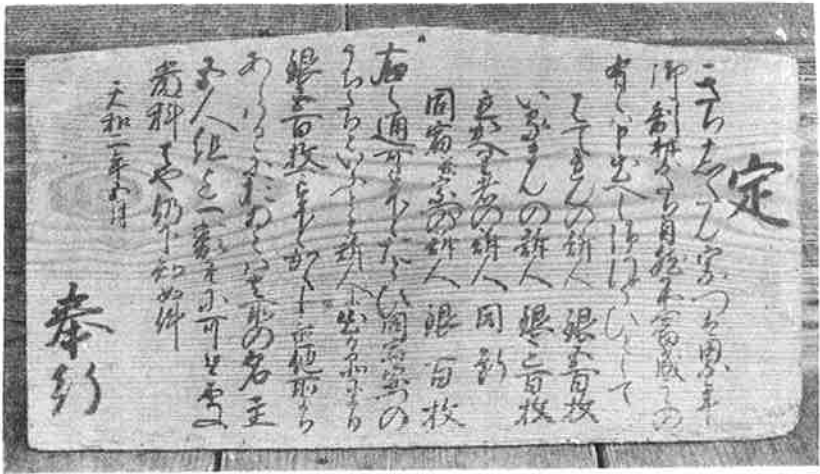
キリシタン禁制は全国的な法規であったので、諸藩の法規集に必ず表われる。城下町では武家と町家それぞれの条目があり、地方では郡中御法度というのが農民の生活に関する法規を挙げていた。東国東地方にとつて、徳川時代を通じて規準となつたのは、一六七九年（延宝七年）に出された郷中御法度であつた。これより以前にも何らかの法規集があつたと思われるが、延宝七年のものは、一七三一年（享保十六年）、一八〇五年（文化二年）に付加された箇条と共に幕末までそのまま通用して（四）た。キリシタン禁制はすくはじめに、すなわち第二箇条として出ている。

「一、切支丹宗門如先規念を入可相改怪敷こと^レの於有之者、早々訴出べし。以別儀褒美可申付也。若隱置こと^レのあらバ可為^レ重料事^{（五）}」

最も重大な法規を、毎日民衆の眼前に置き意識によび起こすため、諸国の要所に御制札所が設けられ、八ないし十二の高札がそこに立ち並んでいた。一六三八年（寛永十五年）の幕令によつてキリシタン禁令の高札も必ずその中に含まれ、また一七一四年（正徳四年）から、外国人宣教師の密入に関するいわゆる「伴天連札」も西国諸大名に、少なくともその領地の海岸地帯のために義務づけられた。

なお、他の高札とは違つて、これに賞金がついていた。キリシタンの密告に対して賞金を出した例は早くも元和年間、長崎、江戸、京都などに見られるが、それが政府の全国的な制度となつたのは、島原の乱後、一六三八年（寛永十五年）であつた。賞金の額はたびたび増加され、やがて一六八二年（天和二年）にその最高額に達し幕末までそのままにとどまつた。以下の表のごとくである。

ばてれんにつき	一六三八年	一六五四年	一六七四年	一六八二年
いるまんにつき	二〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
立婦りにつき	一〇〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
同宿につき	五〇	五〇	一〇〇	一〇〇
信徒につき	五〇	五〇	五〇	一〇〇



天和二年 きりしたん 禁制の高札（安岐町桂徳寺所蔵）

安岐町桂徳寺にはこの天和二年の高札が二枚保存されている。^(七)高札文は次のようであるが、諸国と同文である。

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審成もの有之へ申出へし
御はうひとして

ばてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同 断

同宿井宗門の訴人 銀百枚

右之通可被下候たとひ同宿宗門のうちたりといふとも訴人に出候品により銀五百枚可被下候かくし置他所よりあらはるゝにおいて

へ其所の名主五人組迄一類共に可被處嚴科者也仍下知如件

天和二年

奉行

檀那寺制度と宗門改 檀那寺の制度は昔からあったが、それを国家の制度にせしめたのは、三代將軍家光の時代であつた。^(八)これによると、各家は一定の檀那寺に属するようになったが、これは一般国民の思想監視と教化を目的にしていた。しかしこれによって仏教は幕府の御用宗教になり、国家から強い支持を受けると同時に形式化する危険も生じた。

この制度を徹底させたのは毎年の宗門改であった。時期は各藩の都合によって多少異なっていたが、杵築藩では毎年正月に行なわれた。⁽¹⁾ここで注意しなければならないのは、絵踏は五ないし七年目のみ行なわれるのに反して、宗門改は毎年の行事であった。

その時、「宗門改人別帳」などと言ってこれがあるいは家別に作成しあるいはその寺の檀家を総括して一つの帳面にまとめた。中には、戸主の次に妻子をはじめ、下男、下女などまでも残らず記入しなければならなかった。それから毎年の「宗門改」の際、出産、死亡、結婚、養子縁組、転居などによる変更をも記入することになっていた。こうしてこの「宗門改人別帳」は一種の戸籍簿の役割をも果たし、そしてそれが檀那寺を中心に実施されたので、宗教と家族制度の親密な結合を生じ、ひいては封建制度全体にとって欠くべからざる柱石にもなっていた。この「宗門改」は明治時代の初めまで実施され、やがて明治四年四月の新しい戸籍法によって廃止された。⁽²⁾東国東地方でも明治初年まで行なわれていた。なお、これは杵築本藩と分知とで、同じ形式で実施されていたと思われる。

ここに一家を中心に作成されたものとして、杵築浄願寺の「宗門御改帳」を載せておこう。特に興味深いのは、長崎地方と同様にいわゆる「南蛮誓詞」が付いていることである、すなわちその禁じられたキリスト教の神と聖人に誓いながらキリスト教を否定するというおもしろい心理である。時代はかなりあとになるので、キリシタン用語は相当転訛されてきた。デウス(神)、パーデレ(父)、ヒイリヨ(子)、スピリツ・サント(聖霊)とは三位一体のことである。サンタ・マリアは聖母マリア、アンジヨは天使、ガラサは恩寵、シユウダスは裏切者の使徒ユダ、シユウラメントは誓いのことである。⁽³⁾

宗門御改帳

毎年切死丹宗門御改被仰付當年も御穿鑿被遊候處、切死丹宗旨之者勿論ころひ並類族の者も曾以無御座候、附り不受不施之一向宗茂御吟味被遊候得共、是亦一人茂無御座候我々共宗旨之寺前々より紛無之候、則巨那寺之證據判取差上申候、自然不依何者、胡亂成宗旨之者見及候はゞ早速可申出候、以來共御法度之宗旨、全く心底に望含申間敷候、此旨少茂相違

於申上候者、

テウスパテレン、ヒヒマヨ、スヒリツサンとを初奉り、サンタマリヤもろくのあんしよへ何との御罰を被り、テウスのからたたへはてシスウタスの如く、頼母子を失ひ後悔の一念も、きさゝすして、人々の嘲と罷成、終に頼死仕らんの苦慮に苦められ、疑ふこと御座有間敷候也、依而切死丹宗門のシユウスメンと如件

一向宗八坂手永中村浄願寺巨那

岡本源吉

女房

子十七才 房太郎 子九才 兵太 子二才 磯吉

娘さが 娘はつ

弟 銀次郎

林

吾三郎

女房

子十七才 罔太郎

計十八人 男七人 女五人

右拙僧巨那紛まぎれ無御座候以上

浄願寺印

右者宗門御改被仰付候に付、従前に頼從來之巨那寺、證據判見届相違無御座候以上、

五十嵐 務

元治元年四月 日

酒井 新五郎

樋口 吉左エ門殿
入江 右 近殿

毎年の宗門改が終了したとき、藩主はこれについて家老会議を開いた上、江戸の中心機関であつた宗門御改役へ報告しなければならなかつた。

このような宗門改のほか、寺請制度があつた。結婚、旅行、養子縁組、転居、奉公、いな、投獄された犯罪人までもその寺の檀家であるという証明書を受けなければならなかつた。武蔵町麻田報恩寺、安岐町桂徳寺の古記録には、このような書式のモデルが幾つか残っている。^(二二)

絵踏 以前キリシタンの多かつた九州の諸地方では、宗門改と共に絵踏も行なわれていた。^(二三) これも長崎、大村、平戸などで毎年行なわれたのに反して、杵築藩では七年ごとに行なわれなかつた。^(二四)

そのために踏絵板を、最初は長崎奉行所から借用したらしいが、後に隣藩小倉から借りてきた。^(二五) 借用の都合もあつたであろうが、杵築藩ではたいい二月中、まず城下町において、それから本藩と分知で行なわれた。杵築城下の絵踏について、「町役所日記」の天保五年（一八三四年）二月には次の記事が見られる。^(二六)

△二月二日 町方絵踏 来る四日被仰出、尤刻限の儀は正五ツ時（八時）揃彼仰出候に付、其段与々廻札を以正六ツ半（七時）揃申触候。

△二月九日御書付を以、左之通被仰出与頭中と直支配の面々を呼出申渡。

×

「口 達」

此度絵踏被仰付候処、町家内の男女病人多く有之趣、右は少々の病氣は押して差出の処、心得違の事に候。追踏の節、快方無之ものども、病氣の様子委敷書付不差懸候様、前以て与頭方へ相達可申候此上心得違の者有之候へば急度咎可有申

付候間、其段相心得候様可被申付候。

二月 宿老中

△二月二十四日 追絵踏明二十五日正五ツ時揃被仰出、其段廻札を以、与々申触候。

△二月二十五日 追踏今日於長昌寺相濟。月番栄助罷出候。手代半兵衛出勤。

片岡弥吉氏は杵築の絵踏の状況を次のように総括している。

「豊後杵築藩では、毎年正月宗門改は行なわれたが、それは十五歳以上の全領民に対してであつた。ところが絵踏は七年に一回ではあつたけれども、当歳の幼児まで厳しく執行している。絵板は長崎奉行所から借用した。平戸藩の『宗門方、類族方手鏡』にのせた『毎年於長崎踏絵御借用之御方』という、名簿に杵築藩の名がないのは、この藩が毎年借用していないからである。

絵踏は宗門奉行じまじきに監督して行なわれた。絵板を庭におき、それを見通せる奥座敷に奉行が座を占め、郡方役人、大庄屋が座敷や板間に居並ぶ。庄屋、郷足輕は入口に控え、宗門帳を台帳にして一人ひとり呼び出されて庭踏させるのである。かぶりものを脱ぎ、裸足で踏むのは何処も同じである。

乳児は親が抱いて踏ませ、病人や歩行のできない病人は、あんだ 篋輿という軽便輿にのせて来て、乗りながら踏ませた。篋輿は、長方形の板を台にし、竹で編んだ縁ちぢをつけて箱形にし、担い棒にぶら下げたものである。

『安岐町史』によると、御直奉行人、家中奉公人、蔵本役人などは杵築城下で踏み、その他の地下奉公人は、在所に呼び返されて踏まされたという。もちろん、身分によって踏み場所が違つていた。庶民は庭踏であるが、武士は浪人も含めて座上踏をした。座上踏は家踏いえま、すなわち、畳の上で踏むことであろうか。庄屋などは家ぐるみ座上踏を許されていた。(一九)

城下町の絵踏が済むと、次々と本藩・分知の各村を廻つていった。それはほとんど一カ月もかかったようである。たとえば麻田村は二月の終わりだった。

「(天保五年)二月廿七日 踏絵宿奉行大原文蔵殿、年番庄屋小原村達助、宿引請庄屋三井寺村作右衛門、上座敷六畳表替

障子張替、襖取繕ひ、廿八日無滞奉行衆出立。奉行人来之節、役僧本乗坊、仏前板椽まで出向ひ、着座之上、院主挨拶ニ罷出候。奉行衆出立之節、仏前十畳之間障子際迄相送候筈之所、間ニ合不申候故、板椽迄走出、見立候事。」^(二〇)

糸永村（今の安岐町内）桂徳寺の日誌にも絵踏に関する記事は往々見られる。これとその他の史料に基づいて『安岐町史』は総括して次のように語っている。

「七年ごとに『絵踏』がおこなわれた。この時は寺社奉行が出郷して、当歳の乳児までひとりずつ、長崎奉行所から借りうけたといわれるキリストの銅版を踏ませたのであり、幕府の敎命による重大な行事であった。

『今度切死丹絵踏仰せ付けられ、表様より宗門奉行所差し廻わされ候云々』とあるところをみると、分知の『絵踏』は本藩が執行したものらしい。

踏場には、宗門奉行以下の郡方役人や大庄屋が詰め、入口に郷足輕と庄屋がひかえ、宗門帳記載の順にひとりずつ呼びだして、庭上でキリスト像を踏ませたのである。

男は羽織・袴・脇差・足袋^{たび}無用、女はかつぎ・綿ぼうし・たくり上着・足袋の着用を許さず、よちよち歩きの幼児は『なつき候者』に手を引かせ、乳児は親が抱いて踏ませる。病人でも『あんだ』に乗ってこられるほどのものは呼び出し、乗りながら踏ませるといのだが、『あんだ』とは簡易駕・竹製モッコとでもいうようなものである。御直^{じき}（城中勤務）奉行人・家中奉公人・蔵本役人などは杵築で踏んだらしいが、その他の地下（民間）奉公人はその在所々々へ呼びかえして踏ませたようである。

身分は煩わしく、浪人でも武士であるからには『座上踏』庄屋も『庄屋中家内まで、絵踏座上仰せつけられ候』というぐあいに、それぞれ待遇が違っていたのである。^(二一)

場所によって多少の相違はあったであろうが、杵築藩内の絵踏は以上のように各村落で行なわれた。それが終了すると各村の庄屋、組頭、檀那寺など責任者の判をもって、報告書が作成され、藩府に出された。^(二二)

東国東でも大体同じようなものであったと思われる。なお、藩府ではこれらの書類をすべて審査した上、江戸の「宗門御改役」へ報告書が提出された。

天領における宗門改 一七三七年（元文二年）に松平武郷の過失のため、その知行地は没収され天領となった。^(三) こうしていわゆる「伊美組」の七カ村は徳川直轄領になり、日田代官の配下に置かれた。これにより、キリシタン禁制の実施も他の天領に準ずるようになった。

徳川直轄領では、庶民の行政機関の最小単位として特に五人組制度を強調していた。諸藩においても一六四九年（慶安二年）の幕令によって五人組制度は一般に実施されたが、直轄領ほど重大視されていなかった。

なお、天領では庶民の守るべき法規を「御仕置五人組帳」にまとめ、毎年これを庄屋やその他の役人を通して民衆の前で朗読させ、これを拝聴した証明として各戸主に捺印させた。したがって、簡単に「五人組帳」とも称されたこの文書は三つの部分に分かれていた、すなわち法規集であった「前書」、その末尾にあった「誓書」、これに続き各戸主の名と判を載せた「連名連判書」^(四)（簡単に連判書とも言われた）があった。法規集は、各地方によって多少の相違があったが、たいいてい防犯、年貢米、風習などを中心にとめたもので、最後には一八三六年（天保七年）に代官山本大膳によって百四十七カ条に編纂され、各天領ために統一された。多くの藩からもそれが後に採用されるようになった。

キリシタン禁制が初めて五人組法規集に表われたのは、一六四二年（寛永十九年）で、備中倉敷の天領においてであった。^(五) それ以後、キリシタン禁制は必ず第一か第二の重大な箇条として挙げられている。

東中村旧庄屋鹿島氏宅に、一八二二年（文政五年）の「御仕置五人組帖」の写本が保存されているが、これは一七五〇年（寛延三年）に九州、すなわち豊後、豊前、筑前、日向の天領のために発表された六十箇条の写しである。その中にはキリシタンに関する法規が二点に分かれ、第三カ条と第四カ条になっている。

「一、切支丹宗門の儀、累年御禁制の通り堅く相守り五人組常々心を附け、不審なる者これあらば早速之を注進す可し、も

し隠し置て他所より顯るゝにおいては、庄屋五人組は申すに及ばず一類共に急度曲事に申し付く可く候。勿論跡々壹人別宗門御改は帳面仕立て届出で、壹人別絵踏仕るべく候、且つまた寺は一寺の住僧並に隠居、真宗は後任に惣領共なるべく山伏は官位候者ばかり、其の外妻子弟子召遣等百姓同前絵踏申付くべき事。附り、寺院の儀は其の本寺より末に粉れこれなき段証文致し、之を届出並に寺継目の節は申出すべき事。

一、切支丹類族死失出生縁組離別養子住所替仕り候わば、其の時々注進すべく候、もつとも變なく候えば、其の段二季に届書を届出候べき事。^{二六}

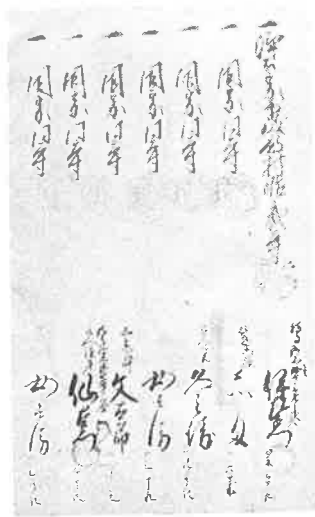


天保九年 宗門御改帳表紙（木村家所蔵）

ただし、この五人組帳は国東の天領だけでなく四万国のそれに発表されたものであったので、宗門改は必ずその通りに行なわれたとは言えない。たとえば東国東には類族が居なかつたので、毎年二度の類族改めは実施されなかつたと思われる。とにかくこれに関する史料は今まで管見しないのである。

宗門改は毎年正月に行なわれた。期日までに地域内の各寺から檀家の名簿とその一年の移動の記入を提出させなければならなかつた。その地域外や他藩に檀那寺があつた場合、むろん早目に取り寄せなければならなかつた。一八三八年（天保九年）の上岐部村「宗門御改帳」の控は典型的な例である。^{二七}

これは檀那寺を中心に作成されたものとして、真宗、浄土宗、禅宗の三部に分かれている。関係の檀那寺は、真宗は来浦の正覚寺と中岐部の常念寺、浄土宗は下岐部の胎蔵寺、禅宗は小熊毛の



帳の部
 改寺の部
 門胎藏
 宗部
 年部
 天保九年
 上岐部村

常光寺である。ところが、上岐部の総戸数四十二軒、総人数二百三十五人の大半数、すなわち百六十二人は、天領でなく隣の分知領にあつた来浦村正覚寺の檀家であつた。これで見ると、天領・分知の政治、経済、宗教各方面の組織はかなり複雑なものだらしい。この宗門改帳には、詳細にわたる人数のほか、各家の石高、全村の牛馬数なども記入されているので、宗教を別にして政治、経済方面にも貴重な史料である。各檀那寺の証文は言うまでもないが、全体に対する責任者として、上岐部村の百姓代、組頭、庄屋が当年の宗門改終了を報告して次の証文を付けている。宛先は当時の日田代官寺西蔵太である。

右者累年被仰出候通宗門御改ニ付人別男女壹人茂不殘委細逐吟味且那寺致印形書面之人数銘々前々之通繪踏被仰付候処宗門怪敷者壹人茂無御座候若此上不審成者御座候ハ、早速御注進可申上隠置脇方露顯仕候敷又ハ此帳面洩候もの御座候ハ、庄屋組頭ハ不及申迄一村限如何様之御仕置ニ茂可被仰附候為後日證如件

天保九年戊正月

上岐部村百姓代 長右衛門

組頭 勝 蔵

庄屋 俊左衛門

寺西蔵太様

御役所

この証文は絵踏にも言及しているが、文章はかなり形式的になつてゐるので、はたして絵踏も毎年行なわれていたかどうか、これだけでは判断しえない。おそらく「通常の絵踏をすませた」という意味だけであろう。そしてその絵踏の実施、すなわち隣の杵築藩と一緒にまた同じ方法で行なわれたか、それとも独自の方法があったか、毎年であったか、七年ごとであったかなどについても、この曖昧な記事だけでは断定が出来ず、ほかに参考となる史料は今まで知られていない。

×

×

以上の論文は、文献史料を基にして、いま東国東郡となつてゐる地域のキリシタン史を採つたものである。これというキリシタン遺跡はおそらく見当たらないだろうが、民間に残つてゐる伝承、風俗、または宗教的な要素を、この確実な史料を手がかりにして今後研究すべきであろう。たとえば、あちこちにあるいわゆる「マリア観音」はむろん、支那福建省特産の観音像であるが、果たしてキリシタンがこれを信仰の対象に用いたかどうか一々を証明すべきであろう。あるいは小原の風変わりな地蔵像が、果たして「南蛮」の影響を受けているかまだ立証されていない。国東地方の「玖瑠尊佛」などの民間信仰はキリシタンと関係があるか、それとも修験道の思想から生じたものか、これから研究なすべきであろう。なお、今後も東国東郡においてキリシタンの関係史料が発見されるだろうと大いに期待している。もしこの小論文が郷土史家諸氏に参考となることがあれば、筆者も十分に報いられる次第である。

註(一)

類族改に言及する史料は、鹿島文書の『御仕置五人組帳』のみであるが、その解釈について、「天領における宗門改」の項を参照。

(二)

「木付」が「杵築」に変わったのは、一七二二年(正徳二年)六代將軍家宣の令による(『杵築市誌』、一九四頁)。ここでは統一のため全部、杵築にしておいた。

(三)

分知の年代について諸史料は一致していない。『徳川実紀』、正保三年七月十四日の条に、「松平市正英親、豊後国龍王より同国杵築の城へうつされ、三万七千石にて、弟図書重長が三千石、織部直正が三千石も、同じ所領の内にて分領すべしと命ぜらる」と出ている。手許の『杵築實録』には、重長の分知は貞享元年四月、直政のそれは貞享二年四月となつてゐるが、『国東半島史』には双方とも貞享元年三月になつており、

『国見町沿革史』もこれに従っている。また、『杵築史考』、『杵築市誌』などはそれを天和二年にしている。『安岐町史』も天和二年説をとりこれを裏付ける幾つかの理由を挙げてゐる。ただし、その中の一つとして、天和二年のキリシタン高札を挙げてゐるが、これは当年の全国的な幕令によるものであったので、証史料にはならないと思う。なお、これについて註(七)を参照。

(四) 全文は『杵築市誌』(七三五頁)、『武蔵町史』(二五七頁)に掲載されているが、『安岐町史』(二四〇頁)に見えるのは桂徳寺文書にある断片にすぎない。特に注目すべきものは『国見町沿革史』(五九頁)に掲載されたものである。これには後日の付加箇条がなく、延宝七年の文のみ出ている。その理由は「伊美組」七カ村は一七三七年に天領になったので、その後、杵築藩の御法度はもう行なわれず、天領の「御仕置五人組帳」がその代わりになったことである。

(五) 『武蔵町史』(一五七頁)、『国見町沿革史』(五九頁)。

(六) 中国、四国などにはこの高札の実物でなくとも、その文面の控が残っている。豊後にもこの高札が立てられたことは、マレガ著、『豊後切支丹史料』に掲載されている例(一四三頁)でわかる。おそらく国東半島の沿岸にもあったと思われる。

(七) 『徳川実紀』、天和二年五月には次の幕令が見られる、「此月……また諸國に立てられし高札の文は、忠孝……。又天主教は累年制禁たり、いぶかしきものあらむにはうたへ出べし。其實とて、伴天れんのことうたへ出しものには銀五百枚、いるまんをうたへ并に立かへりたるものには三百枚、同宿ならびに宗門をうたへしは百枚たるべし。たとへ與党たりという共、うたへ出る品によりては、銀五百枚たまふべし。隠し置て他より発露せば、其他の里正等、一族までも罪科に処せらるべしとなり」。要するにこの幕令によってキリシタンばかりでなく、忠孝、毒薬、工賃、占賣などの高札が全国にわたって改正されたので、桂徳寺所蔵の高札を杵築分知の天和二年説の裏付け史料と考えるのは無理である。なお、天和二年(一六八二年)の年号があっても必ずその年のものとは限らない。天和二年の高札文は正徳四年(一七一四年)の改正まで三十二年間そのまま用いられた。桂徳寺所蔵の一枚はきわめて腐蝕していて判読しにくいものであるゆえ、おそらく古いもので、『安岐町史』の写真に出ているもう一枚はそれに代わつてあとで立てられたものと思われる。要するにこの二枚は、天和二年のものとは断定できないが、天和二年と正徳四年の間のものとみなすべきであらう。

(八) たがたび歴史書には、檀那寺制度の基本的法規として、慶長十九年十二月付「東照宮十五箇条」などと称する法規が挙げられているが、これは檀那寺制度を裏付けるために正徳以後にできた偽作であることが一見してわかる(拙著、『芸備キリシタン史料』、二三三頁を参照)。

(九) たとえば、広島藩では秋の収穫が終わつたとき、他の調査と共に毎年九月末に行なわれた。

(一〇) 明治四年十一月十五日、太政官から次の法令が出た、「先般戸籍法改正ニ付従前ノ宗門人別帳被廢候条自今不及差出事」(大蔵省第七十号)。

(一) 『杵築史考』(二二六頁)。また国東地方の宗門改帳の例として、国東町成仏の旧庄屋榎木氏宅のものがある。そのほかにも所々に残っていると思われる。

(二) 『武蔵町史』(一八〇頁)には宗門払手形、宗門請手形、往来手形の例が掲載されている。また、桂徳寺の「御用村用万控帳」に見られる安永七年の払手形、請手形の興味深い実例が掲載されている。また明治五年付、杵築淨願寺の宗門除手形は、『杵築市誌』(四七七頁)に見られる。

(三) そのほかにも、たとえば江戸のキリシタン屋敷、広島藩、仙台藩などで行なわれたことが文獻に出ているが、いずれも逮捕されたキリシタンを乗教させるためだけであり、一般民衆に対して行なわれなかった。その場合、キリシタンから没収された信心道具を使ったり、簡単に一枚の紙に十字架を描いたりなどしたのである。なお、絵踏について片岡弥吉著、『踏絵』を参照。

(四) 『杵築史考』(二六六頁)、『武蔵町史』(一八二頁)、『安岐町史』(一四五頁)を参照。『杵築市誌』では五年ごととしている(四七六頁)。

(五) 『長崎港草』には、「長崎ヨリ踏絵借用ノ圖ハ肥前島原、同平戸、大村、五島、筑後ノ久留米、豊後ノ木付、同竹田、同臼杵、同ク府内、同ク日田、日向ノ延岡以上十ヶ所ナリ」とある。これについて片岡弥吉著、『踏絵』、七七頁の注意を参照。

(六) 『杵築史考』(二六六頁)。九州では長崎奉行所のほか、熊本藩と小倉藩に独自の踏絵板があった。

(七) 長崎では正月に行なわれ、小倉では三月に行なわれた。

(八) 『杵築市誌』、四七六頁。

(九) 片岡弥吉著、『踏絵』、九八頁。

(一〇) 『武蔵町史』、一八二頁。

(一一) 『安岐町史』、二四五頁。

(一二) 『杵築市誌』、四七七頁、八坂村の例を参照。

(一三) 『杵築實録』には次の記事がある、「元文二己七月廿日駿府御番被仰付候、在藩之間不行續有之ニ付江戸表へ被召御吟味之上秋田信濃守へ御預ケ、領地二千石被召上、改易、貞享二年より元文二年迄五拾二年ニ成右民部領日田庄太夫支配と成、引渡有之候事」。また『徳川実紀』には元文二年九月十一日の条に、「駿府定番松平民部武郷、秋田信濃守頼季にめしあづけられ、その子幸十郎武清は土籍を削らる。これは常々あらぬ振舞でもありて、世の聞えよろしからず、定番とありしときも、城門の鎖鑰おろそかなることどもあるに由てなり」とある。「両子組」の分知も後に天領になったと主張する郷土史家が居るが、これは明治維新まで分知として続いたことが『安岐町史』で実証されている(一九六頁)。

(一四) 穂積陳重著、『五人組制度論』、穂積重遠著、『五人組法規集』などを参照。

(一五) 同右、『五人組法規集』、続篇、一三九七頁。

(一六) 『国見町沿革史』に全文が掲載されている(四七頁)。ここでは読み下したものをあげた。

(一七) 木村文書、『国見町沿革史』にその一部が掲載されている(六九頁)。

(一八) この証文は真宗の部についているが、その中の統計で明らかのように、全体に対する証文である。

付 録

三浦梅園の『五月雨抄』

国東の偉人と言え、何と言つても三浦梅園(三浦)の名を思い出す。「豊後聖人」と言われているほど彼は、一七二三年(享保八年)、富永村(現、安岐町大字富清)に生まれ幼い時からその並み外れの才智を顯わした。十七歳の時、杵築で綾部綱齋(けいさい)に学び、その後、中津でしばらく藤田敬所を師と仰いでから、ほとんど一生の間、富永の里にこもり独学にいそしんだ。三度ばかり長崎を訪れその洋学者に会い、初めて地球儀、天球儀、望遠鏡、顕微鏡などを見、また、西洋の天文、物埋、地埋、医学などに関する書を手に入れた。そのほか二度京坂に旅したこともあるが、それは彼の研究の上にさほど影響しなかつた。生来すべての自然現象に対してきわめて批判的ないし懐疑的態度を抱き、それを自ら探究しない限り受け入れないような実証的な精神をもっていたので、まず天文学から研究しはじめ、自らも天球儀を作成した。こうして梅園は、徳川時代における自然科学の開拓者の一人にもなり、そればかりか偉大な思想家として現代までも知られている。一七八九年(寛政元年)六十七歳で、生まれ故郷富永において逝去した。

ところが、梅園がしたためた数多くの著書の中には畑違いとも言える一書がある。これは一七八四年(天明四年)、梅園が六十二歳で書いた『五月雨抄』である。西村時彦氏はその解題に当たって、「耶蘇教の害毒を流せしことを敍せり」と簡単に言っている。一見すれば、確かに梅園の専門であつた哲学・自然科学とは縁遠いかのように見える。一体、何故にこの書を著



第一頁
本抄富水、梅園自雨抄、三浦家所蔵
三浦梅園自雨抄(安)

わしたかという動機については後に少しく考えて見よう。

梅園自身も、この書をむしろ或る老人のたわごとのように紹介している。

「五月雨のふりつきとひ来る人も稀なるまゝ、窓の前にな文引ちらし読みけるに……」と序文を書き出し、また同じように軽くその序を結んでいる、「五月雨の淋敷さ、慰る筆の跡誰見よとどむるにもあらざれば、衣魚にあたへんひま何か苦しかるべき。若も見ん人のこりてつゝしむ端ともならば、何かにまさるべきとおしまつきにさし置ぬ」と。

言うまでもないが、梅園は歴史家ではなく、国史についての彼の知識も一般人の程度に過ぎず、まして自分が攻撃しようとするキリスト教について別に研究したこともない。なお、この書の中に挙げられている参考文献も、幕府の御用歴史と通俗的な読物類しかない。従つてこの書の中に挙げられている参考文献も、幕府の御用歴史と通俗的な読物類しかない。従つてこの書を『息距編』という叢書に収めた水戸学派の徳川齊昭等は、歴史家として敵しい批判を下している。

「今按ずるに、此書謬誤甚多し。且雑書を引用して、信ずべからざる者すくなしとせず。されど一々に其箇條を挙げん事、煩しきに堪ざる故、総ては其成文に任せ、只其謬誤顯然なるものを糾し、又其文の闕漏を補ひ、重複を削り、以定本と為すといふ事しかり。」

しかし梅園自身には決して、「歴史」を書く野心はなかった。別に組織だったアウトラインも見られず、章や項目の区別もなく、ただ思い出すままに書かれたノートのようなものである。従つてこの書のテーマを指すような題名をも付けないで、た

だ序の書き出しから採った言葉を表題とした。内容を大ざっぱに次のように分けることが出来る。

上巻では、まず新井白石の『采覧異言』に基づき世界各国とキリスト教の起源について述べた後、幕府のキリシタン書禁令のことをかなりくわしく説明し、次にキリスト教が日本へ渡来したことを語っているが、その出典は『伊吹もぐさ』という通俗的な読物である。これに続いて、大村純忠と九州におけるキリスト教のことを挙げ、最後に鳥原の乱と鎖国制度について述べている。また大友宗麟、高山右近、内藤如安などのキリシタン大名のことをかなりくわしく挙げてゐる。

下巻は、鳥原の乱から出発して、キャラ神父一行の上陸（一六四三年）、その逮捕と吟味を挙げ、キリシタン禁制の起源について述べている。その中にはまた、佃又右衛門、明石掃部、原主水などの著名なキリシタン武士に関する記事も若干見られる。それからシドッティ神父の渡来と吟味について語っているが、それも新井白石の『采覧異言』『西洋紀聞』『五事略』などによるものである。最後に、鈴木正三の『破吉利支丹』や新井白石の著書に基づいてキリスト教の教えを説明しながら、その批判を加えている。^(三)ここでは上巻にある大友宗麟と豊後のことだけを抜粋して紹介しておこう。

「我大友宗麟ハ兼六州の大守と称し、九州の探題として勢ひ甚ださかなりしが、西洋の船の往来に彼法に帰し、其臣田原紹忍最これを尊みける。

案るに九州記には、大友宗麟西洋の法を無邊如露法師、因果居士杯いふにすゝめられしとあり、肥島戦記には、因果居士は天正七年安土にて浄土日蓮宗論の時に出たるよし、信長家譜に見へたり。武徳編年に、慶長十七年七月晦日、京師より駿府へ因果居士といふ異人來りける。神君兼て知り賜ふ。召て年を問給ひければ、八十八歳のよし答ふ。是を駿府にとゝめたまひ、古事を談話あり。翌八月十九日の夜、日野唯心叟伝長老と神君に侍りし事見へたり。此居士宗麟の時の居士と一ならべ、肥島戦記の説是なるべし。又記に、大友宗麟耶蘇に帰し、筑紫の神社佛宇悉く毀廢におよふこと、大樹光源院に聞へ、如漏法師を召し、信長をして其法義を糺さしむるに、信長淀の屋敷に於て、既の口にて其状をきゝ、直に櫂の棒にて打殺し、其首を梟せらる。義鎮大に恐れをなし、大徳寺より眞齋和尚を招ぎ、祝髪して宗麟と号したりとあれば、如漏は天主の徒に

相違なし、孰れ二記ともに誤り有に似たり。

依て海蔵寺を潰し、住僧眞齋（眞寂？）を殺し、住吉の社を焼き、橋本五左衛門、清田因幡守に二百余の兵を添へ、萬壽寺を焼き、是元龜元年正月夫より吉弘内蔵助といふに命じ、豊後国中の佛像を集め新にせよ迎、日々五駄十駄づゝ集め、打わり焼。天正四年、清田阿波守鎮忠、上野権頭鎮俊に四千三百余の兵を与へ、彦山の諸堂坊舎を焼けり。是を思て宗麟紹忍を調伏するよし聞へければ、宗麟彌以いかり、神道に携るものを天誅すべしとぞいかられる。此紹忍の徒に森都（森部の誤？）といへるめくら法師あり。もと紹忍の一族にして、田原源蔵といふ者なりしが、後座頭となり、諸国に耶蘇をすゝめ、長崎にありしが、元和二年たちまち心を翻へし、長崎の奉行所長谷川権六に訴へ出、身のあやまちを悔ける。権六江戸へ此旨訴へしかは、是を耶蘇徒の目あかしと定めたまひける程に、ほどなく伴天連伊留満の棟梁ども知れ来りて捕れけり。此森都ころひの初めなり。」さて、六十二酸の梅園がこの書を書いた時に一体どのような動機ないし理由があつたのであろうか。彼自身はこれについて別に説明していない。思うに、次の二つであつたであらう。

まず、徳川幕府はキリシタン宗門を禁じその信徒を根絶するだけに満足せず、いっそう積極的に国民の教化と啓蒙を計画していた。それで、武士階級の思想と道徳のために儒教を用い、とりわけ朱子学派を強調し、一般の人々の教化を仏教諸派に一任した。このようなわけで、徳川時代の儒者のほとんどは、あるいはキリシタンを反駁する書を書き、あるいは少なくともその著書の中でキリシタンに反する論証を幾つか入れる責任を感じていた。ただ彼らが常に痛感していた問題は、キリシタン書禁制のため、相手の思想を充分に研究することが出来ず、従つてしっかりした反駁が出来ないということであつた。たとえば萩生徂徠はその『政談』の中で率直に政府に対して訴えている。

「吉利支丹宗門ノ書籍ヲ見ル人無キ故ニ、其教如何ナルト云ヲ知ル人無シ、儒道仏道神道ニテモ悪シク説タラバ吉利支丹ニ可紛モ計リ難シ是ニヨリテ吉利支丹ノ書籍御庫ニ有ルヲモ儒者ドモニ見セ置キテ邪宗ノ吟味サセ度者也。」

こうして梅園も、この例に洩れず、キリシタンについて何か書かなければならない必要を感じ、しかし充分な調査が出来な

かったため、このような形で一書を出したであろう。

だが、梅園自身にとってもう一つの理由があったのかもしれない。彼は三度も長崎へ行き、その洋学者に会っただけでなく、当時まだ禁書になっていた西洋および中国の天文学や暦法の書を見たことがあった。これらの学問に影響されて自分も研究を進め、しかも「二子山人」としてあまり人との交際がなかったため、何らかの「邪説」を主張していると疑われる恐れがあった。それで、一切のこのような疑いを打ち払うため、この書を著わしたのではないかとも思われる。このようなわけで梅園は、西洋の書を見るにあたって、中の宗教上の部分と科学的な教説をよく区別しなければならぬ必要を述べ、幕府もついに一七一七年（享保二年）、禁書令を緩めたなどと書いている。

「然に司天監より、西洋の学は天文地理に深ければ、推歩家有益の書は見る事を得ん事を願ひしかば、享保二年、噂と名目とは免許有り、教化の禁のみ舊記によれり。」

こうして自分がその学説を受け入れても差し支えないことをはっきりさせておいた後、キリシタンの宗教的「邪」をあらゆる方面から強く反駁して一書を次のように結ぶ。

「故に聖人の道は、義を以て我身の苦楽にかへず。異教の如きは義といふものなき故に、かかる世の騒をなし侍る。然は後世に君たらん人此事にこり、人の耳目を明らかに成したまはゞ、かならずかゝる患はあらじ。其耳目を明らかにする道は、詩書の教を施す事にぞあらん。」

要するに、この『五月雨抄』は一種の自己弁明とも言えるべきではなからうか。

註(一) 三浦梅園に関する文献は多い。特に近年刊行された田口正治著『三浦梅園』と、その末尾にある「主要参考文献」の表(二五頁)を参考にされたい。

(二) 『息詔稿』、卷之十三。

(三) 原本とその後の写本には順序が異なるところもあり、また原本を見れば、著者自身が、かなりあちこちに手を加えたり部分を取りかえたりしたことがわかる。なお、豊後のキリシタンに關してもっと簡潔で内容のほぼ同じ記事が『豊後跡考』に見られる。